

# 第34期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

**開催日時** 2020年8月15日（土曜日）  
午前10時（開場 午前9時）

**開催場所** 千葉市美浜区ひび野二丁目3番地  
アパホテル&リゾート〈東京ベイ幕張〉  
※開催時間、開催場所が例年から変更になっておりますので  
お間違いのないようご注意ください。

## 決議事項

- ▶第1号議案 剰余金の処分の件
- ▶第2号議案 定款一部変更の件
- ▶第3号議案 取締役5名選任の件
- ▶第4号議案 当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）の更新の件

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態に関わらず当日のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。また、今後の感染拡大の状況等により、開催場所や対応内容の変更をする場合がございますので、当社ウェブサイトをご確認賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株式会社ウェザーニューズ

証券コード 4825

証券コード 4825  
2020年7月30日

株 主 各 位

千葉県美浜区中瀬一丁目3番地  
幕張テクノガーデン  
**株式会社ウェザーニューズ**  
代表取締役社長 草 開 千 仁

## 第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事前に議決権をご行使いただき、健康状態に関わらず、当日のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。事前に議決権をご行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年8月14日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、今後の新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、開催場所や対応内容の変更をする場合がございますので、当社ウェブサイトに掲載する情報を事前にご確認賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 1. 日 時** 2020年8月15日（土曜日）午前10時（開場 午前9時）
- 2. 場 所** 千葉県美浜区ひび野二丁目3番地  
アパホテル&リゾート〈東京ベイ幕張〉  
（末尾の「第34期定時株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
- 3. 会議の目的事項**
  - 報 告 事 項** 第34期（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決 議 事 項**
    - 第 1 号 議 案** 剰余金の処分の件
    - 第 2 号 議 案** 定款一部変更の件
    - 第 3 号 議 案** 取締役5名選任の件
    - 第 4 号 議 案** 当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）の更新の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

(1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://jp.weathernews.com/>) に掲載しております。

なお、本招集通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役は以下の①～④を、会計監査人は以下の③及び④を監査しております。

- ① 事業報告のうち新株予約権等に関する事項
- ② 事業報告のうち会社の支配に関する基本方針
- ③ 連結計算書類のうち連結注記表 (第34期)
- ④ 計算書類のうち個別注記表 (第34期)

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

---

#### ※当日ご出席の株主の皆様へのお願い

当日ご出席される場合には、以下の事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。
- (2) 当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- (3) 開場時刻は午前9時、開会時刻は午前10時を予定しております。
- (4) 会場内では照明・空調設定温度の調整などの節電対策を実施する予定ですので、あらかじめご了承くださいくとともに、軽装にてお越しくください。

## 当社の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

当社では、株主総会の開催にあたり、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から下記の通りお願い申し上げます。

### <お願い>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご出席は極力お控えいただき書面により議決権をご行使くださいますようお願いいたします。
- ・会場にお越しになれない株主の皆様のため、事前質問を受け付けております。事前に頂いた質問のうち、株主の皆様の関心の高い項目について株主総会当日に回答させていただきます。また当日は株主総会の様子を中継いたしますのでよろしければ当社ウェブサイトをご確認ください。
- ・なお、事前質問は当社ホームページにて受け付けております。書面での質問をご希望される場合は、下記住所までお送りくださいますようお願い申し上げます。（受付締切：2020年8月7日金曜日午後5時まで）  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 幕張テクノガーデン B棟19階 株式会社ウェザーニューズ IR事務局 行
- ・海外より帰国されて14日が経過されていない方は当日のご出席をお控えください。
- ・当日参加される方はマスクの着用及びアルコール消毒にご協力をお願いいたします。

### <株主総会会場での対応等について>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主の皆様の安全のため会場における座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。来場者数によっては株主の皆様の安全の観点より入場を制限させていただく可能性がございますので予めご了承ください。
- ・下記に該当する方は新型コロナウイルス感染拡大防止のためご入場をお断りする場合がございます。また株主の皆様の安全管理の観点より、検温等にご協力いただく場合がございます。
  - ①発熱や咳などの症状のある方
  - ②マスクの着用及びアルコール消毒にご協力いただけない方
- ・登壇する役員及び運営スタッフについてマスク着用など感染拡大防止策を取らせていただきます。
- ・感染拡大防止のため、株主総会の議事の時間を例年よりも短縮する可能性がございます。
- ・例年、同日に開催してございました株主様向けのイベント（株主サポーターミーティング、サービス説明会、会社見学会）に関しましては全て延期とさせていただきます。また、延期に伴い軽食の提供は中止とさせていただきます。
- ・今後の感染拡大の状況等により、開催場所や対応内容の変更をする場合がございますので、最新の情報に関しましては当社ウェブサイトをご確認賜りますようお願い申し上げます。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/event/34th-shareholder-meeting/>





## 株主の皆様向けのインターネット中継

当日ご出席願えない株主の皆様は株主総会の模様をご覧いただけますよう、インターネットによるライブ中継を実施いたします。なお、株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は役員席付近のみとさせていただきます。また、中継を通じての議決権行使及び質疑はできませんのでご了承ください。

**公開日時** : 2020年8月15日(土曜日) 午前10時00分から株主総会終了時まで

**視聴方法** : 株主総会ライブ中継サイトにアクセスいただきますと、株主様の認証画面が表示されますので、「株主ID」と「パスワード」を入力の上、ご覧ください。

### 株主総会ライブ中継サイト

<https://jp.weathernews.com/irinfo/event/34th-shareholder-meeting/>

ログインID及びパスワードは、ご送付の招集ご通知をご確認ください。

#### [ご注意]

- ・ご使用の機器の環境（機能、性能）やインターネット接続の回線状況等により、映像や音声に不具合が生じる場合やご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・推奨環境は以下の通りです。

#### <Windows>

OS : Windows 8.1以上

ブラウザ : Internet Explorer 11、Microsoft Edge 最新、Google Chrome 最新、Firefox 最新

#### <Macintosh>

OS : Mac 10.11.4 (El Capitan) 以上

ブラウザ : Safari 最新

#### <iPhone/iPad>

OS : iOS 9 以上

ブラウザ : Safari最新、Google Chrome 最新

#### <Android (Mobile/Tablet) >

OS : Android 4.4 以上

ブラウザ : Google Chrome 最新

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、「全世界77億人の情報交信台」という夢とそれに向かって進めていく事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向して、中長期的に株主サポーターを拡大したいと考えております。

利益分配につきましては、経営理念にある「高貢献、高収益、高分配」の考えを基本としております。今後のサービス、技術、インフラ構築への投資計画を想定した上で、株主サポーターへの還元を決定するという方針をとっております。売上高のなかでもトールゲート型ビジネスの売上高成長率を主要な経営指標と認識し、その時々々の経営成績、配当性向・配当利回り及び資本効率などを勘案しながら決定いたします。

当期（2020年5月期）の剰余金の配当については、中期経営計画における配当方針に基づき、1株当たりの年間配当を100円とし、本年1月に1株当たり50円の間配当を実施しておりますので、期末配当は1株当たり50円といたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金50円 総額547,088,850円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年8月17日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### ・事業目的の追加

近年増加する極端気象・気候変動に対し、持続可能な社会の実現に対する企業の貢献が期待されており、当社は、第34期より新規事業創出を中期経営計画の4つの柱のひとつとしております。

この度、各企業の気象によるビジネスリスクの対応策として、リスクをカバーする保険等を検討しており、これを事業目的に追加するものです。

### 2. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>【目的】</b> 第2条 (条文省略) (1) ~ (10) (条文省略) (11) 前1号から10号に関連する調査・研究・コンサルティング業務、人材派遣事業および <u>広告事業</u> (12) ~ (14) (条文省略)	<b>【目的】</b> 第2条 (現行どおり) (1) ~ (10) (現行どおり) (11) 前1号から10号に関連する調査・研究・コンサルティング業務、人材派遣事業、 <u>広告事業</u> 、 <u>損害保険代理業</u> 、 <u>少額短期保険代理業</u> 、 <u>損害保険業</u> および <u>少額短期保険業</u> (12) ~ (14) (現行どおり)

### 第3号議案 取締役5名選任の件

当社は、取締役の事業年度ごとの業績目標に対する経営責任をより明確にし、株主の皆様  
に各年度ごとに取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年としており  
ます。当社定款の規定に基づき、取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了とな  
ります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当期に開催の 取締役会出席回数
1	<b>再任</b> 草開 千仁 <small>くさ びらき ち ひと</small>	代表取締役社長	13/13回
2	<b>再任</b> 吉武 正憲 <small>よし たけ まさ のり</small>	常務取締役	13/13回
3	<b>新任</b> 石橋 知博 <small>いし ばし とも ひろ</small>	執行役員	—
4	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 辻野 晃一郎 <small>つじ の こう いち ろう</small>	社外取締役	13/13回
5	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 村木 茂 <small>むら き しげる</small>	社外取締役	13/13回

候補者番号

1

くさびらき ち ひと  
草開 千仁

(1965年3月18日生)

再任

所有する当社の株式数：73,460株



### 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 3月 青山学院大学理工学部物理学科卒	2006年 9月 当社代表取締役社長（経営全般、販売統括主責任者（アジア・ヨーロッパ・アメリカ））
1987年 4月 当社入社	
1993年 4月 当社営業本部CSS事業部長	
1993年 6月 当社営業総本部航空事業部長	2016年 8月 同上（最高経営責任者）（現任）
1996年 6月 当社防災・航空事業本部長	（重要な兼職の状況）
1996年 8月 当社取締役	千葉工業大学理事
1997年 8月 当社常務取締役	
1999年 8月 当社代表取締役副社長	

### 候補者とした理由

入社以来従事した防災・航空事業分野における卓越した見識・実績を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備え、防災・航空事業本部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、2006年より代表取締役社長に就任しており、引き続き取締役候補者となりました。取締役在任年数：24年（本総会終結時）

候補者番号

2

よし たけ まさ のり  
吉武 正憲

(1972年10月14日生)

再任

所有する当社の株式数：13,600株



### 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 3月 九州大学農学部農業工（土木）学 科卒	2016年 8月 当社常務取締役（最高財務責任者）
1996年 7月 当社入社	2017年 8月 当社取締役（常務執行役員・最高財務責任者）
2004年 6月 当社福岡支社支社長	2019年 6月 当社取締役（常務執行役員）
2006年12月 株式会社ウィズ ステーション販売 事業本部リーダー	2019年 8月 当社常務取締役（現任）
2011年 6月 当社総務部グループリーダー	
2014年 8月 当社取締役（総務主責任者）	
2015年 8月 同上（経理・財務・総務統括主責 任者）	

### 候補者とした理由

入社以来従事した総務分野における卓越した見識・実績を有し、当社経営の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、総務部グループリーダー及び経理・財務・総務統括主責任者等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。取締役在任年数：6年（本総会終結時）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

いし ばし とも ひろ  
**石橋 知博**

(1975年3月28日生)

新任

所有する当社の株式数：164,401株

**略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1998年3月	中央大学理工学部情報工学科卒	2014年5月	同上（BtoS事業販売主責任者）
1998年4月	日本ヒューレット・パッカード株式会社入社	2016年8月	当社執行役員（モバイル・インターネット気象事業主責任者）（現任）
2000年10月	当社入社	2020年6月	同上（広報主責任者）（現任）
2003年8月	当社MOBILEサービスグループリーダー		
2006年12月	株式会社ウィズステーション取締役		
2007年11月	同社代表取締役		
2008年8月	当社取締役（BtoS事業統括主責任者）		
2012年5月	同上（アメリカ販売主責任者）		

**候補者とした理由**

入社以来従事したBtoS事業における卓越した見識・実績を有し、当社経営の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、アメリカ販売主責任者等のグローバルビジネスの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

4

つじ の こう いち ろう  
**辻野 晃一郎**

(1957年7月10日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数：0株

**略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1984年3月	慶應義塾大学大学院工学研究科修士課程修了	2007年4月	グーグル執行役員製品企画本部長
1984年4月	ソニー株式会社入社	2009年1月	グーグル日本法人代表取締役社長
1988年6月	カリフォルニア工科大学大学院電気工学科修士課程修了	2010年10月	アレックス株式会社代表取締役社長兼CEO（現任）
2001年4月	ソニー株式会社ネットワークターミナルソリューションカンパニープレジデント	2017年8月	当社取締役（社外）（現任）
2004年11月	ソニー株式会社コネクストカンパニープレジデント		（重要な兼職の状況）
			アレックス株式会社代表取締役社長兼CEO グリンスパイア株式会社代表取締役社長

**候補者とした理由**

BtoS事業における豊富な知識・経験及びグローバル企業の経営者としての見識と監督能力を有し、当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していること等から、引き続き当社への助言と監督を行っていただくべく社外取締役候補者となりました。

取締役在任年数：3年（本総会最終時）



### 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年 6 月	東京大学工学部卒	2010年 4 月	同社代表取締役副社長執行役員
1972年 7 月	東京ガス株式会社入社	2014年 4 月	同社取締役副会長
1996年 6 月	同社原料部原料調査開発グループ マネージャー	2015年 6 月	同社アドバイザー（現任）
2000年 6 月	同社原料部長	2018年 8 月	同社取締役（社外）（現任）
2002年 6 月	同社執行役員企画本部原料部長	（重要な兼職の状況）	
2004年 4 月	同社常務執行役員R&D本部長	株式会社世界貿易センタービルディング取締役 （社外）	
2007年 4 月	同社常務執行役員エネルギーソリ ューション本部長	一般社団法人グリーンアンモニアコンソーシアム 代表理事（非常勤）	
2007年 6 月	同社取締役常務執行役員エネルギ ーソリューション本部長		

### 候補者とした理由

長年に亘り経営者として培ってきた高い見識と監督能力を有し、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していること等から、引き続き当社への助言と監督を行っていただくべく社外取締役候補者となりました。

取締役在任年数：2年（本総会終結時）

- (注1) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 辻野晃一郎氏及び村木茂氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注3) 辻野晃一郎氏及び村木茂氏と当社の間では、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外役員の責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合は同契約を継続する予定であります。
- (注4) 各取締役候補者の所有する当社の株式数には、ウェザーニューズ役員信託口及びウェザーニューズ役員持株会における本人の持分株式数を含んでおります。

(参考) 役員の選任基準及び社外役員の独立性の基準

#### 1) 役員の選任基準

当社は、以下の選任基準を勘案のうえ、取締役を選任しております。

1. 適法性
  - 欠格事由のない者
  - 経営の受託者として、善管注意義務・忠実義務を全うできる者
2. 適格性
  - 全人格的に優れ（公正・謙虚・明朗闊達・規律・他者実現・負けつぷりの良さ）、経営者としての資質を有し、当社経営に相応の専念・貢献ができること
  - 当社業務・文化への理解・共感できること
  - 業務遂行に際し、心身ともに健康であること

### 3. 専門性・独自性

- 専門とする分野における突出した実力（能力・知識・経験）と実績を有すること
- 既存概念に囚われることなく、その本質を見抜き、時には創造的な破壊をもって、再創生できる実力と実績を有すること

### 4. 独立性・多様性

- 率直に疑問を呈し、代替案の提案ができる精神的独立性を有すること
- 支配的あるいは利益相反的な関係者ではないこと

## 2) 社外役員の独立性の基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係を勘案し、独立性の有無を判断しております。

## (ご参考) 当社取締役会の出席者の構成について

第3号議案が原案どおり可決された場合、本総会後における当社取締役会の出席者は、下表のとおり、業務執行取締役に対する監督・監視の役割を担う社外取締役及び監査役（非業務執行役員）の割合は9名中6名、社外役員の割合は9名中4名となる予定であり、取締役会における多角的かつ十分な検討と意思決定の客観性を確保しております。

		候補者番号	氏名	地位	
取締役会出席者	取締役	第3号議案	1	草開千仁	代表取締役社長
			2	吉武正憲	常務取締役
			3	石橋知博 <span style="background-color: #00a08a; color: white;">新任</span>	常務取締役
			4	辻野晃一郎 <span style="background-color: #ff9933; color: white;">社外</span> <span style="background-color: #6a3d9a; color: white;">独立</span> <span style="background-color: #cccccc; color: black;">非執行</span>	取締役
			5	村木茂 <span style="background-color: #ff9933; color: white;">社外</span> <span style="background-color: #6a3d9a; color: white;">独立</span> <span style="background-color: #cccccc; color: black;">非執行</span>	取締役
	監査役			杉野保志 <span style="background-color: #cccccc; color: black;">非執行</span>	常勤監査役
				戸村孝 <span style="background-color: #cccccc; color: black;">非執行</span>	監査役
				小山文敬 <span style="background-color: #ff9933; color: white;">社外</span> <span style="background-color: #6a3d9a; color: white;">独立</span> <span style="background-color: #cccccc; color: black;">非執行</span>	監査役
				林いづみ <span style="background-color: #ff9933; color: white;">社外</span> <span style="background-color: #6a3d9a; color: white;">独立</span> <span style="background-color: #cccccc; color: black;">非執行</span>	監査役

(注) 新任：新任候補者 社外：社外役員 独立：独立役員 非執行：非業務執行役員

#### 第4号議案

当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2017年8月11日開催の第31期定時株主総会において、当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（当該更新により導入された当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を、以下「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、2020年8月に開催いたします第34期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2020年7月13日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部変更した上で更新すること（以下「本更新」といい、本更新により導入される当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を以下「本プラン」といいます。）を、独立社外取締役2名を含む取締役の全員一致により決議いたしましたので、本定時株主総会でのご承認をお願いするものであります。

本プランにつきまして、旧プランからの主な変更点等は、以下のとおりです。

- ・買付等（下記3.2）(2)①において定義されます。以下同じとします。）が本プランに定める手続に従って行われる場合に、株主意思確認手続を経ずに当社取締役会の判断によって本新株予約権（下記3.2）(1)②において定義されます。）の無償割当てをすることができる場合（但し、この場合でも独立委員会への諮問手続を経る必要があります。）を、当該買付等が濫用的な買付行為であると明らかに認められる5つの場合（いわゆる高裁四類型及び強圧的二段階買収類型）のいずれかに該当すると判断される場合に限定いたしました。
- ・本更新当初の独立委員会の委員には、いずれも当社から独立した社外取締役及び社外監査役のみを選任することとし、独立委員会の委員を一部変更いたしました。
- ・当社取締役会による恣意的な運用により手続が遅延することを防止する観点から、買付者等（下記3.2）(1)①において定義されます。以下同じとします。）に対して本必要情報（下記3.2）(2)②において定義されます。）として追加的に情報提供を求めることができる情報提供要請期間（下記3.2）(2)②において定義されます。）を、本プランに基づいて買付者等か

ら買付説明書を受領した日から60日間（初日不算入）と規定しました。また、延長する場合も当初定めた期限を含み最長90日間に限定いたしました。これにより、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供要請期間が満了したときは、その時点で直ちに、取締役会検討期間に移行するものとします。

- ・その他、本プランがより分かりやすいものとなるよう、所定の文言につき表現を修正いたしました。

なお、本更新を決定した取締役会において、独立社外監査役2名を含む当社監査役4名全員は、本プランが適正に運用されることを条件として、本更新に賛同する旨の意見を述べております。また、2020年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりです。

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。当社では、株式の上場に際して、市場には短期、中長期のスタンスや様々な目的の投資家が存在することがあり得ると理解しております。言うまでもなく、上場会社である当社の株券等（下記3.2）（2）①a.において定義されず。以下同じとします。）については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量取得行為の提案又はこれに類似する行為があった場合に、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

したがって、当社は、当社の株券等について大量取得行為がなされる場合に、それが当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

一方、当社は、気象会社として世界で初めて株式を上場しておりますが、これは、公的機関にも勝るとも劣らない公共のインフラを運営する企業体としてふさわしいガバナンス、透明性（Transparency）等を追求することが、上場することの大きな意義であると認識しているが故です。当社は、市場においてもこの上場の意義等が理解されることを期待しており、市場をはじめ社会全般において理解いただけるよう事業運営に取り組んでいます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量取得行為の提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社の経営理念は、「サポーター価値創造」（当社では、当社がサービスを提供し、当社を支持していただいている企業及び個人をサポーターと呼びます。）です。この経営理念は様々な企業価値の源泉から成り立っており、これらに対する理解がなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保、向上させることはできないと考えております。特に、当社の企業価値の源泉は、①気象・環境市場を創造し続ける人材、企業文化、経験知、②世界最高品質の予報精度とデータベースを継続的・安定的に提供する人材、仕組み、③世界中のサポーター（企業、個人）のテーマに応じた対応策情報と価値共創を通じて築かれた信頼関係、④上記①～③を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド力（知名度と信頼を裏切らない力）、にあると考えております。したがって、当社の株券等の大量取得行為を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益は毀損されることになりかねません。

当社としては、このような当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中長期的にわたり企業価値を持続・発展させていくことこそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、以下に申し述べます、当社の中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、さらに、業績に応じた株主の皆様に対する利益還元を従前どおり進めてまいり所存です。これらの取組みの実施を通じて、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に

反映されることにより、上記の当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社の株券等の大量取得行為は困難になるものと考えられます。

したがって、これらの取組みは、上記1.記載の基本方針に資するものであると考える所存です。

## 1) 中期経営計画の策定及びその実施

### (1) 当社の経営方針について

#### ① ビジョン

世界では、自然災害により毎年何万人もの命が失われ、様々な産業において多大な経済的損失も生じています。また、地球温暖化が原因とも言われる急激な気候変動により、私たちが経験したことがない気象、気候変動による世界中の経済活動や生活への影響が増大すると言われております。こうした状況に対応するためには、公共機関だけではなく真に利用者側に立った民間のサービスが必要不可欠です。

当社では、民間の気象情報会社として「全世界77億人の情報交信台」という夢を掲げ、気象が「水、電気、交通、通信」に続く第5の公共資産＝公共インフラであると考え、世界中のあらゆる企業、個人の生命、財産に対するリスクを軽減し、機会を増大させることを実現する気象サービスを目指しております。また、その実現にあたっては、サポーター自身が主体的に気象の観測（感測）、分析、予測、配信・共有に参加し、当社とともに価値を共創していく新しい気象サービスのあり方を追求していくことにより、社会や地球環境に貢献していきます。

#### ② ミッション

当社グループの基本コンセプトは、（気象に関する）あらゆる分野においてリスクを軽減する対応策情報を、官営で提供されるデータに加え、サポーターとともに観測・予測を行い、データを共有・提供する「Full Service “Weather & Climate” Company」となることであり、これを目指しています。私たちが実現すべきミッションは以下の5つであると捉えております。

- 全世界77億人の一人ひとりとともに、最多、最速、最新の気象コンテンツサービスにより気象・環境に関する社会的リスクへの対応を創造・提供する「気象コンテンツ・メーカー」になること。
- 気象コンテンツ市場のフロントランナーとして、独創的に新たな市場を創造しながら、「サポーター価値創造」と企業価値の最大化を実現すること。
- サポーター（個人、企業）が観測（感測）、予報、配信に参加する双方向型の気象情報交信ネットワークにより「世界最高品質の予報精度」を実現すること。

- d. 気象をベースに、気候変動、そして環境問題まで領域を広げ、サポーター（個人、企業）とともに、新たな価値創造（ことづくり）を、実現すること。
- e. 常識にとらわれない革新的なインフラを積極的に開発し、利用することで、従来にないコンテンツをサポーターに提供すること。

## (2) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1986年、あらゆる分野の企業、個人に気象サービスを提供することを目的に創立されました。その後、サポーターとともに創り出してきた気象コンテンツサービスは、世界中の企業、個人に支持されてきました。

「サポーター価値創造」という経営理念を実践し続ける当社の企業価値の源泉は、具体的には次のとおりです。

### ① 気象・環境市場を創造し続ける人材、企業文化、経験知

当社は、創立以来、データや気象予測を単に提供するのではなく、利用者側に立ち、気象によるリスクを軽減し、機会を増大させる「リスクコミュニケーション」（対応策情報）というサービスコンセプトを創り出してまいりました。そして、海運、航空、道路、鉄道等の社会インフラや個人のニーズ・ウォンツを掘り起こし、官ではなし得ない気象サービスを世界中で開拓・創造し、世界で初めて気象情報会社として株式の上場を実現しました。株式の上場により、当社は、気象という第5の公共財を提供するにふさわしいガバナンス、透明性をもつ存在となるとともに、社会的信用力が増大し、長期安定資金の調達による財務体質の強化の結果、安定的なサービス提供が可能になりました。

また、海運向けに安全性、経済性、環境性を最適化するOSR（Optimum Ship Routeing）、頻発するゲリラ雷雨を捕捉し回避活動を促す「ゲリラ雷雨メール」等、従来の気象情報の発想を超えた新しい価値を創り出すサービスを生み出しております。さらには、こうした革新的なサービスを実現するために、交通気象の急激な気象現象によるリスクを減らすためにWITHレーダー（超小型レーダー）の設置、北極海航路を支援するWNI衛星の打上げ、津波を監視するTSUNAMIレーダー等、積極的に独自のインフラ整備に取り組んでいます。このように他社が創った市場を奪うのではなく、新たな市場を創造することへの挑戦を通じて蓄積される知識、経験をもった人材、企業文化は、当社の企業価値の源泉となっており、市場における持続的な強みとなっています。

## ② 世界最高品質の予報精度とデータベースを継続的・安定的に提供する人材、仕組み

気象は常に変化しております。当社は、創業以来30年以上にわたって24時間365日休むことなく、グローバルベースでの観測、変化の予測とそれがもたらす顧客の業務への影響を専門家（リスクコミュニケーター）により常に監視し、対応策コンテンツをベースに密なコミュニケーションを世界中の顧客に展開しております。

具体的には、入手可能な世界中の社会インフラ（気象衛星、高層観測、地上観測等）からの気象データに加え、ライブカメラやサポーターとの共進による観測（感測）からの独自データにより刻々と更新される世界中の気象データを受信し、世界最大の気象データベースを構築しております。これらのデータをベースに、数値予測システムを用いた予測や顧客のビジネスデータの分析を行い、それを企業、個人に対して継続的かつ安定的に提供する仕組みは、長年かけて当社が独自に構築したものです。サービスを安定的に提供するために、データ、通信、予測、IT等を専門的に担当する共同利用インフラ運営チームが、開発・運営・保守を24時間365日行っており、担当する分野の状況を常に把握し、常にサポーターに対応できる体制を整えています。

## ③ 世界中のサポーター（企業、個人）のテーマに応じた対応策情報と価値共創を通じて築かれた信頼関係

当社は44の市場において、その市場を代表する企業を含む約2,500社の企業との契約や、スマートフォンアプリの1,800万を超えるダウンロード等による個人サポーターへの継続的なコンテンツサービスを展開しております。当社のサービスは従来にないサービスであるが故に、当社と企業サポーターは、業務内容、プロセス、気象の影響度についてお互い密に情報交換を行い、気象サービスをともに創りあげ、深い信頼関係を築いています。

また、当社は、個人サポーターが観測（感測）したデータを気象予測に組み入れる等、個人サポーターとの間で、送り手と受け手の立場を超えた、新しい気象コンテンツを共創する強い関係を築いています。具体的には、当社のサービスを利用いただいている数多くのウェザーリポーターが身の回りの気象の変化を携帯電話を通じて当社にレポートし、それを当社がサイト上に公開することによって、他のサポーターの行動に役立ててもらいます。

また、花粉を測る「ポールンロボ」や気温・風速・気圧等を測る小型気象観測器をサポーターに配布し、サポーター自身が観測・感測に参加し、そのデータを当社に集約することにより、気象予測の精度向上やサービスに役立てるとともに、サポーターが相互にこれらの情報を提供し合い、役立ててもらおう場も提供しております。

#### ④ ①～③を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド力

当社は、上記①～③を一貫して追求してきた企業文化・経営哲学及びそれを実行する人材と活動により、サポーターとの間に当社の確固たるブランドを築いてきました。当社は、サポーター（企業、個人）の協力により、公的機関では実現できなかった全く新しい民間気象サービスの代名詞として独自のブランドを30年以上にわたり築いており、また、③の価値共創を通じて、サポーターとの間で単なる認知度を超えた深く強固な信頼関係を築いています。

#### (3) 当社中期経営計画について

当社では、2019年からの3年間（2019年6月～2022年5月）を、「革新性」をテーマに交通気象のグローバル展開を目指す第4成長期のStage 3とし、以下の4点を重点テーマとして推進することで事業の土台を一層安定させるとともに、第5成長期を見据えた新規発展事業の創出を目指します。

#### ① 既存事業の継続成長による収益基盤の強化

既存事業である航海気象、航空気象、環境気象、モバイル・インターネット気象は当社の基盤事業かつグローバルビジネスのポテンシャルを有していると認識しており、TG売上の増加及びBtoB事業における国内・海外のTG売上比率の50:50の達成に向けて、継続的に成長させ、収益基盤の強化を目指します。

##### <航海気象>

航海気象は、国によるサービスが行われていない「公認民間市場（顕在化市場）」といえます。当社は既にグローバル市場において航海気象サービスを展開しておりますが、サービス提供船は世界の外航船約20,000隻のうち30%程度です。第4成長期にはサービス品質を改善すると共に新サービスを開始し、世界の外航船約20,000隻の50%にあたる10,000隻へのサービス提供を目指します。なお、新型コロナウイルス感染拡大による市況低迷の影響を受け、10,000隻達成のタイミングは1年の遅れを見込んでいます。

##### <航空気象>

航空気象では日本・アジア市場を中心にサービス提供を進め、各国における当社のブランド認知度を高めています。第4成長期後半はヨーロッパ・アメリカ市場でも市場シェア及び当社のブランド認知度を高めるため展開を推進しています。

### <環境気象>

全世界的な自然エネルギー利活用へ向けた構造変革を受けて、新たな顧客ニーズを認識しています。ヨーロッパ、日本、アジアのエネルギー企業に対し、需要予測の提供を中心とした環境気象の立ち上げと新規顧客の獲得を目指します。

### <モバイル・インターネット気象>

各国の気象庁から提供される観測データ（Observation）だけでなく、独自の衛星、レーダー、小型観測機、ライブカメラ等に加え、サポーターから送られてくる膨大な写真や体感データに代表される“感測”データ（Eye-servation）をAI・Deep Learning等の最新技術を活用して解析し、他社には模倣できないコンテンツを創造していきます。これらのコンテンツを自社以外の多様化する様々なプラットフォームにも展開することで有料会員を増やすと共に、広告事業も伸ばしていきます。

## ② 世界最高品質の予報精度の追究とコンテンツ生産力の飛躍的向上

世界最大規模の気象・気候データベース及び独自AI解析を用いた世界No.1の予報精度の実現と、新たな基幹データベース・開発プラットフォーム及び独自AI技術を用いたコンテンツ生産力の向上を目指します。当社ではこれまで整備してきたWNI衛星・WITHレーダーなどの独自気象観測インフラで観測した気象データ、各市場の顧客とコミュニケーションを交わす中で蓄積されてきたビジネスデータ（IoT）、サポーターから提供される感測データ等から構成される世界最大規模の気象・気候データベースと、AIによる解析・予測等のIT技術を駆使することで、90%以上の予報精度を実現し、当社の気象予報におけるブランド価値を高めます。また、画一的な予測では無い、市場毎のニーズに合わせた「世界No.1の予報精度」の実現を目指しています。リスクコミュニケーションサービスの提供においても、従来の人による予測値の修正やコミュニケーションの一部を最新IT技術によって代替し、品質と生産力を高めて利益率の向上に繋がります。

## ③ マーケットを加速するITサービス基盤の整備

全世界77億人がデバイスなどの環境に関わらず迅速かつグローバルに気象情報を活用できるインフラ環境の整備、そしてBCP（事業継続計画）を踏まえた事業の継続性の実現を目指しています。開発プラットフォームの整備に伴うシステム開発スピードの向上及びサーバーの一極集中による災害時のシステム障害リスクに対するレジリエンスの強化を見据え、物理サーバからクラウドサーバへの移行を推進します。また、気象情報の外部連携によるマーケットへの価値創造サイクルの推進を目指し、ITインフラのクラウド化を通じてサービス開発の高速化と迅速な顧客へのサービス提供を可能とし、市場展開や他業種・グローバルでのコラボレーションを加速します。

#### ④ 気候変動に対応した新規発展事業の創出

市場におけるビジネスリスクの調査と詳細分析、極端気象や気候変動による事業リスクに適應する支援サービスの創造等、あらゆる角度からの気象リスクに対するサービスの開発・提供を目指します。従来の気象環境による事業運営リスクに対する支援だけでなく、継続的に経済的損害が発生するような事業構造リスクへの対応へと事業領域を拡大することで長期的な成長を実現します。

#### 2) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、常に変化し続ける社会環境・ビジネス環境をいち早く察知して迅速かつ積極的に対応するとともに、社会的に公正な企業活動を推進するためには、プロセスを明確にする企業文化、チェック・アンド・バランスが働く組織体制、透明性・納得性の高い業績評価システムと内部統制システムを整備するとともに、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要であると考えております。この考え方に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るとともに、経営に対する経験・知見や専門家としての経験・見識が豊富な社外取締役・社外監査役に積極的に経営に参加してもらうことがコーポレート・ガバナンスにとって肝要と考え、そのような経営体制の充実を図っております（取締役5名 うち社外取締役2名、監査役4名 うち社外監査役2名）。

また、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にすることがコーポレート・ガバナンスの維持にとって不可欠であると考え、全取締役の任期を1年としております。さらに、経営陣の最適な人選がコーポレート・ガバナンスを確立する上で重要であるとの認識から、社外取締役・社外監査役を中心として当社社内規程に基づき設置された指名委員会を随時招集し、かかる指名委員会が取締役候補者の選任に関与しております。

今後とも、当社は、当社の経営理念に基づき法律やルールを真摯に受けとめ企業運営を行うことにより、株主の皆様、お客様、地域社会の皆様をはじめ社会から信頼される企業となることを目指し、コーポレート・ガバナンス等の強化に取り組んでまいります。

#### 3) 業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社では、「全世界77億人の情報交信台」という夢とそれに向かって進めていく事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向して、中長期的に株主サポーターを拡大したいと考えております。

利益配分につきましては、経営理念にある「高貢献、高収益、高分配」の考えを基本としております。気象を通じて新たな価値を生み出していくサービス、技術、インフラ構築への積極的な投資と体質強化のための内部留保等を勘案し、株主サポーターへの還元を決定するという方針をとっております。売上高成長率を主要な経営指標であると認識し、その時々々の経営成績、配当性向及び配当利回り等を勘案しながら決定いたします。

当社は、これらの取組みを鋭意発展させていくことにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に向けた更なる諸施策を実施してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1) 本更新の目的

本更新は、上記1.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われるものです。

当社取締役会は、当社の株券等に対する大量取得行為に依るべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買収者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

なお、2020年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の22.51%（なお、当社の有する自己株式の数を控除して計算しております。）は、当社取締役及びその関係者（以下「当社取締役等」といいます。詳細については、別紙1（注4）をご参照ください。）9名によって保有されております。

しかしながら、当社の株主の分布状況は個人の株主を中心に広範にわたっており、上場会社である当社の株式には流動性があります。さらに、現時点において具体的に決定又は検討しているものではありませんが、今後の当社の中期経営計画にある本格的グローバル展開を考慮しますと、将来において当社の研究開発、販売や運営強化のための投資等のために、株式の新規発行等の手段により資本市場における資金調達を実施することも考えられ、このような資本市場における資金調達が行われた場合には、当社取締役等の持株比率が低下し当社の株式の流動性が増す可能性があります。

また、2009年12月に、アジア・太平洋地域における気象の実用・実践を振興し、気象文化の向上に寄与することを目的として一般財団法人WNI気象文化創造センターが設立されたことにより（なお、同財団法人の理事会は学識経験者等を中心に構成されており、当社から独立した意思決定が行われております。）、当社取締役等の持株比率が低下しており、将来、当社取締役等の各々の事情からその保有する当社株式の譲渡等の処分等がなされることで、当社取締役等の持株比率の低下や株式の分散化が進んでいく可能性があります。

これらの事情に鑑みると、今後、当社取締役等の持株比率が低下し、当社の株式の流動性が増していく可能性があります。さらに、昨今の株券等の大量取得行為に関連する事例等を勘案いたしますと、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する当社の株券等の大量取得行為が行われる可能性も否定できないものと考えており、これに対する十分な備えが重要であると考えます。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本更新を決定いたしました。

なお、本日現在、当社は、当社の株券等の大量取得行為に関する具体的な提案を受けておりません。

## 2) 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れにつきましては、別添にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

### (1) 本プランの概要

#### ① 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（詳細については、下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。

なお、買付者等は、本プランに係る手続の開始後、(i)取締役会検討期間（下記(2)③a.において定義されます。以下同じとします。）が終了するまでの間、又は、(ii)取締役会において株主意思確認手続（下記③において定義されます。）の実施が決議された場合には、同手続が完了するまでの間、買付等を開始することができないものとします。

## ② 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランに定める手続に従うことなく買付等を行う場合等、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に記載するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点における全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当ててことがあります。

## ③ 取締役の恣意的判断を排するための株主意思確認手続、独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、取締役の恣意的判断を排するため、対象となる買付等が本プランに定める手続を遵守しないものである場合（下記3. 2) (3)①に定める場合）又は濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（下記(3)②に掲げる5つの場合に限ります。）を除き、①株主意思確認総会における株主投票により株主の皆様のご意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）を履践することとしています。また、対象となる買付等が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合であっても、②独立委員会規則（その概要については、別紙2「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経る手続を履践することとしています。その上で、当社取締役会は、株主意思確認手続の結果に従い、又は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。また、いずれの場合においても適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本更新当初の独立委員会は、いずれも当社から独立した社外取締役2名及び社外監査役2名の計4名により構成される予定です。委員の氏名及び略歴は、別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです（独立委員会委員の選任基準、独立委員会の決議要件及び決議事項については、別紙2「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）。

#### ④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使されたとき、又は、当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付されたときには、当該買付者等の有する当社の議決権割合は一定程度希釈化される可能性があります。

#### (2) 本プランに係る手続

##### ① 対象となる買付等

本プランは、以下のa.若しくはb.に該当する行為、これに類似する行為又はこれらの提案（但し、当社取締役会が予め承認したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- a. 当社が発行者である株券等<sup>[1]</sup>について、保有者<sup>[2]</sup>の株券等保有割合<sup>[3]</sup>が20%以上となる買付けその他の取得
- b. 当社が発行者である株券等<sup>[4]</sup>について、公開買付け<sup>[5]</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>[6]</sup>及びその特別関係者<sup>[7]</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### ② 買付者等に対する情報提供の要請

買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社は、本プランに基づく買付説明書が提出された場合、その旨を速やかに情報開示します。当社取締役会は、買付者等から受領した買付説明書に記載された情報では、当該買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると合理的に判断する場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報として追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合には、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。但し、当社取締役会は、本プランに従って買付者等から買付説明書を受領した日から60日間（初日不算入）（以下「情報提供要請期間」といいます。）に限り、かかる追加の情報提供を求めることができるもの

とします。なお、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、又は、当該買付等の内容及び態様等に照らして合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（当該延長は一度に限るものとします。）。

- a. 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>[8]</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、並びに、買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- b. 買付等の目的、方法及び内容（買付等の適法性に関する専門家意見を含みます。）
- c. 買付等に係る買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- d. 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- e. 買付者等及びそのグループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
- f. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- g. 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- h. 買付等の後における当社の従業員、顧客、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容
- i. 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含まれます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- j. 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性
- k. 重要提案行為等<sup>[9]</sup>を行うことを買付等の目的とする場合、又は買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- l. 買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- m. 買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- n. 買付等に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- o. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定める手続を遵守せずに買付等を開始した場合には、引き続き買付説明書及び追加的に提供を求めた本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

### ③ 取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・意見形成

#### a. 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、買付者等からの本必要情報（追加的に提供を要請した本必要情報も含まれます。）の提供が十分になされたと認めた場合、又は、仮に本必要情報の提供が十分でなかったとしても、情報提供要請期間が満了した場合には、最長60日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉及び意見形成のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）として設定します。但し、下記⑥に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問した場合において、独立委員会が取締役会検討期間内に下記⑥b.記載の勧告を行うに至らないこと、又は勧告に至ったがこれを受けて取締役会が検討を行う十分な期間がないこと等、当社取締役会が取締役会検討期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。但し、再延長は1回に限るものとし、再延長の期間は最長30日間とします。）。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時適切に情報開示を行います。

買付者等は、下記⑥に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問した場合には、この取締役会検討期間の経過後においてのみ、買付等を開始することができるものとし、また、株主意思確認手続が実施される場合においては、同手続が完了した後においてのみ、買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該買付者等及び当該買付等の具体的内容並びに当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討します。また、必要に応じて、買付者等との間で買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### b. 株主意思確認手続の選択又は独立委員会への諮問手続

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続を実施するか、又は、独立委員会に諮問するかについて決議するものとします。当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、

方法等の諸般の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合には、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。なお、当社取締役会が、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがないと判断した場合には、当社取締役会は速やかに本新株予約権の無償割当ての不実施を決議するものとします。

#### C. 情報開示

当社取締役会は、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間を設定した事実並びに本必要情報の概要その他の情報のうち、当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ④ 従業員、顧客及び取引先からの意見聴取

当社取締役会は、上記③a.記載の取締役会検討期間において、当社の従業員、顧客及び取引先から、買付等に関する意見を聴取し、その意見を取りまとめ、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響を評価・検討します。当社取締役会は、当社の従業員、顧客及び取引先の意見の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑤ 株主意思確認手続

##### a. 株主意思確認手続の実施等

上記③b.に従い、当社取締役会は、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると判断した場合には、買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施について、株主意思確認手続を実施するものとします。株主意思確認手続としては、当社の通常の株主総会に関する手続に準じて株主意思確認総会における株主投票（書面投票を含みます。）を実施します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思確認手続を行う場合又はその可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）

を定め、公告いたします。株主意思確認手続において投票権を行使することができる株主の皆様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。また、株主意思確認総会における投票では、当社の通常の株主総会における特別決議に準じて賛否を決するものとします。

#### b. 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役会検討期間の終了の前後を問わず、株主意思確認手続が完了した場合には、株主意思確認手続の結果に従って、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

#### c. 情報開示

当社取締役会は、株主意思確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続を実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続の結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### ⑥ 独立委員会の設置及び諮問等の手続

#### a. 独立委員会の設置

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、その概要を別紙2「独立委員会規則の概要」に記載する独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することとします。本更新当初の独立委員会の委員は、いずれも当社から独立した社外取締役又は社外監査役のみが就任する予定であり、その氏名及び略歴は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりとなります。

当社取締役会は、上記③b.に従い買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合、独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問することがあります。この場合には、独立委員会は、当社取締役会から買付者等の買付説明書及び買付者等から追加的に提出された本必要情報（もしあれば）の提供を受けるのみならず、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要

情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。但し、取締役会検討期間内に要請する場合には、当該期間内に限られます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

#### b. 独立委員会の勧告

上記③b.に従い当社取締役会が独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問した場合には、独立委員会は、取締役会検討期間終了までに、又は、上記3.2) (2)②記載のとおり、当社取締役会が取締役会検討期間を設定せずに、適宜、勧告等の期限を定めた場合は、当該期限までに、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(i)から(iv)に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告を行った事実及びその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保、向上するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

##### (i) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①若しくは②に定める要件のいずれかに該当する、又は該当すると客観的合理的に疑われる事情が存すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記（４）「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間、（本新株予約権の無償割当ての効力発生時前においては）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（本新株予約権の無償割当ての効力発生時以後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（イ） 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ロ） 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件の①及び②のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でないと認められることとなった場合

(ii) 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められない場合、具体的には買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」の①若しくは②に定める要件のいずれにも該当しないか、又は、該当するとしても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、取締役会検討期間の終了までに、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」の①又は②に定める要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについての新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(iii) 株主意思確認手続の実施を勧告する場合

独立委員会は、下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」の①又は②に定める要件のいずれかに該当することが客観的に明らかであるとは認められない場合において、本新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思を確認することが適切であると判断するときには、当社取締役会に対して、株主意思確認手続を実施することを勧告します。

#### (iv) 取締役会検討期間の延長を勧告する場合

独立委員会が、当初の取締役会検討期間の終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、その決議により、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（最長30日間（初日不算入））で、取締役会検討期間の延長を勧告することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。但し、再延長は1回に限るものとし、再延長の期間は最長30日間とします。）。上記延長の決議に基づく勧告を最大限尊重して、当社取締役会により取締役会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

#### c. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（株主意思確認手続の実施、本新株予約権の無償割当ての中止等を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

#### d. 情報開示

当社取締役会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する旨を決議した事実及びその理由、当社取締役会が独立委員会に代替案（もしあれば）を提示した事実（必要に応じて当該代替案の内容を含みます。）、独立委員会の勧告の内容、又は当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った事実その他の情報のうち当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、株主意思確認手続の結果に従い、又は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てを実施するものとします。但し、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当する、又は、該当すると客観的に疑われる事情が存する場合でない限り、株主意思確認手続を経ずに本新株予約権の無償割当てを実施しないものとします。

- ① 上記(2)「本プランに係る手続」に定める情報提供、取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 当該買付等が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合(下記(i)及び(ii)に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。)
- (i) 極めて狭い範囲でしか適用されないが、下記のいずれかに該当する、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- a. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ当社の株価を釣り上げて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行う場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)
- b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買収を行う場合
- c. 会社経営を支配した後に、当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収を行う場合
- d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的で買収を行う場合
- (ii) 極めて狭い範囲でしか適用されないが、買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付(最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

#### ① 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。）に相当する数とします。

#### ② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その所有する当社株式（但し、同時点において当社の有する自己株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

#### ③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

#### ④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

#### ⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

#### ⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（かかる行使期間の初日を、以下「行使期間開始日」といいます。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

#### ⑦ 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者<sup>[10]</sup>、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者<sup>[11]</sup>、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V) 上記(I)から(IV)までに該当する者から本新株予約権

を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI) 上記 (I) から (V) までに該当する者の関連者<sup>[12]</sup> ((I) から (VI) までに該当する者を以下「非適格者」といいます。) は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

#### ⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

#### ⑨ 当社による本新株予約権の取得

a. 当社は、上記(2)⑥b.(i)(イ)及び(ロ)の場合は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

b. 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

#### ⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入されるものとします。本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会における承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

#### (6) 法令の新設又は改廃による修正

本プランで引用する法令の規定は、2020年7月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

### 4. 株主の皆様等への影響

#### 1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

#### 2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当て

られます。仮に、株主の皆様が、行使期間内に、金銭の払込みその他下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、当該手続を行わなかった株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的価値が希釈化されることとなります。また、当社は、下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の経済的価値の希釈化は生じませんので、権利確定日以降に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡には当社取締役会の承認を要することとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る権利確定日以降、本新株予約権の取得又は行使の結果として、株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

### 3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

#### (1) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含むものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、当社株式1株当たり、1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。

## (2) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 5. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

### 2) 本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本プランが、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日に改定を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の買収防衛策の導入に係る諸規則を全て充足しております。

## (2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

また、上記3.2)(2)⑤「株主意思確認手続」記載のとおり、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、上記3.2)(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は上記3.2)(3)②のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施についても株主意思確認手続を経ることとしており、株主の皆様の意思を確認することができます。

また、上記3.2)(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、又は株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

## (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.2)(2)「本プランに係る手続」記載のとおり、上記3.2)(2)⑤「株主意思確認手続」にて記載した株主意思確認手続を行う場合を除き、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益を著しく毀損するおそれがあるか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益を確保する観点から本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.2)(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」記載のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動できないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家等の意見の取得

買付者等が出現し、取締役会から諮問を受けた場合、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) 当社取締役の任期が1年であること

当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであることから、毎年の取締役の選任を通じて本プランについての株主の皆様意思を反映することが可能となる仕組みを確保しているものといえます。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.2)(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

- 
- [1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- [2] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- [3] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- [4] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。b.において同じとします。
- [5] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- [6] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- [7] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- [8] 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
- [9] 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。
- [10] 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
- [11] 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- [12] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

## 当社の大株主の状況

(2020年5月31日現在)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	所 有 株 式 数 株	出 資 比 率 %
一般財団法人WN I 気象文化創造センター	1,700,000	15.54
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート	1,700,000	15.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	505,300	4.62
ウェザーニューズ社員サポーター持株会	464,520	4.25
株式会社三菱UFJ銀行	360,000	3.29
株式会社千葉銀行	360,000	3.29
石橋 忍子	353,800	3.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (ウェザーニューズ役員信託口)	298,400	2.73
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	203,000	1.86
日本生命保険相互会社	200,000	1.83
株式会社三井住友銀行	180,000	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	136,400	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	134,500	1.23
石橋 伸一	129,700	1.19

## 当社取締役の株式保有状況

(2020年5月31日現在)

取締役名	当社への出資状況				
	所有株式数				出資比率 %
	個人名義株	役員信託口株	役員持株会株	合計株	
草開千仁	12,200	60,900	360	73,460	0.67
志賀康史	11,600	15,800	87	27,487	0.25
吉武正憲	7,700	5,800	100	13,600	0.12
辻野晃一郎	-	-	-	0	0.00
村木茂	1,000	-	-	1,000	0.01
合計	32,500	82,500	547	115,547	1.05

当社の大株主の状況及び当社取締役の株式保有状況に関する注記

(注1) 当社は、自己株式を902,223株保有しておりますが、上記には含めておりません。

(注2) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（ウェザーニューズ役員信託口）の持株数は、全て信託業務に係る株式であります。

(注4) 本文中の「当社取締役等」は、上記において大株主として記載している株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート、石橋忍子、石橋伸一に、当社取締役として記載している草開千仁、志賀康史、吉武正憲、辻野晃一郎、村木茂の5名、及び石橋知博（役員信託口分を含む164,401株保有）を加えた9名をいいます。

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けた場合、当該諮問の内容に応じて、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 株主意思確認手続の実施
  - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ③ 買付者等との協議・交渉

④ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要請及びこれらの検討

⑤ 取締役会検討期間の延長の決定

⑥ 本プランの修正又は変更の承認

⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑧ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

⑨ 上記①から⑧までについての当社取締役会を通じた情報開示

・独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提出された買付説明書その他の情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要請することができる。

・独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。

・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の4名により構成される予定です。

辻野 晃一郎（つじの こういちろう）

## 【略 歴】

1957年7月10日生

1984年3月 慶應義塾大学大学院工学研究科修士課程修了

1984年4月 ソニー株式会社入社

1988年6月 カリフォルニア工科大学大学院電気工学科修士課程修了

2001年4月 ソニー株式会社ネットワークターミナルソリューションカンパニープレジデント

2004年11月 ソニー株式会社コネクトカンパニープレジデント

2007年4月 グーグル執行役員製品企画本部長

2009年1月 グーグル日本法人代表取締役社長

2010年10月 アレックス株式会社代表取締役社長兼CEO（現任）

2017年8月 当社取締役（社外）（現任・独立役員）

（重要な兼職の状況） アレックス株式会社代表取締役社長兼CEO

グリンスパイア株式会社代表取締役社長

村木 茂(むらき しげる)

【略歴】

1949年8月29日生

1972年6月 東京大学工学部卒

1972年7月 東京ガス株式会社入社

1996年6月 同社原料部原料調査開発グループマネージャー

2000年6月 同社原料部長

2002年6月 同社執行役員企画本部原料部長

2004年4月 同社常務執行役員R&D本部長

2007年4月 同社常務執行役員エネルギーソリューション本部長

2007年6月 同社取締役常務執行役員エネルギーソリューション本部長

2010年4月 同社代表取締役副社長執行役員

2014年4月 同社取締役副会長

2015年6月 同社アドバイザー（現任）

2018年8月 当社取締役（社外）（現任・独立役員）

（重要な兼職の状況）

株式会社世界貿易センタービルディング取締役（社外）

一般社団法人グリーンアンモニアコンソーシアム代表理事（非常勤）

小山 文敬(こやま ふみたか)

【略 歴】

1951年9月22日生

1975年3月 京都大学経済学部経済学科卒

1975年4月 三井物産株式会社入社

2002年4月 同社本店人事部人事企画室長

2005年3月 株式会社三陽商会取締役兼常務執行役員事業本部バーバリー事業部副事業部長兼バーバリー事業統轄室長

2006年1月 同社常務取締役兼常務執行役員事業副本部長兼バーバリー事業統轄室管掌兼経営統轄本部管掌

2007年3月 同社代表取締役副社長兼副社長執行役員経営統轄本部長兼事業本部副本部長兼上海三陽時装商貿有限公司董事長

2013年7月 同社代表取締役副社長兼副社長執行役員事業本部副本部長

2015年3月 同社常任顧問

2018年3月 同社常任顧問退任

2018年8月 当社監査役(社外) (現任・独立役員)

林 いづみ(はやし いづみ)

【略歴】

1958年8月20日生

1981年3月 早稲田大学法学部卒

1986年4月 名古屋地方検察庁検事

1987年3月 弁護士登録(東京弁護士会)

1987年3月 ローガン・高島・根本法律事務所 入所

1993年3月 永代総合法律事務所パートナー

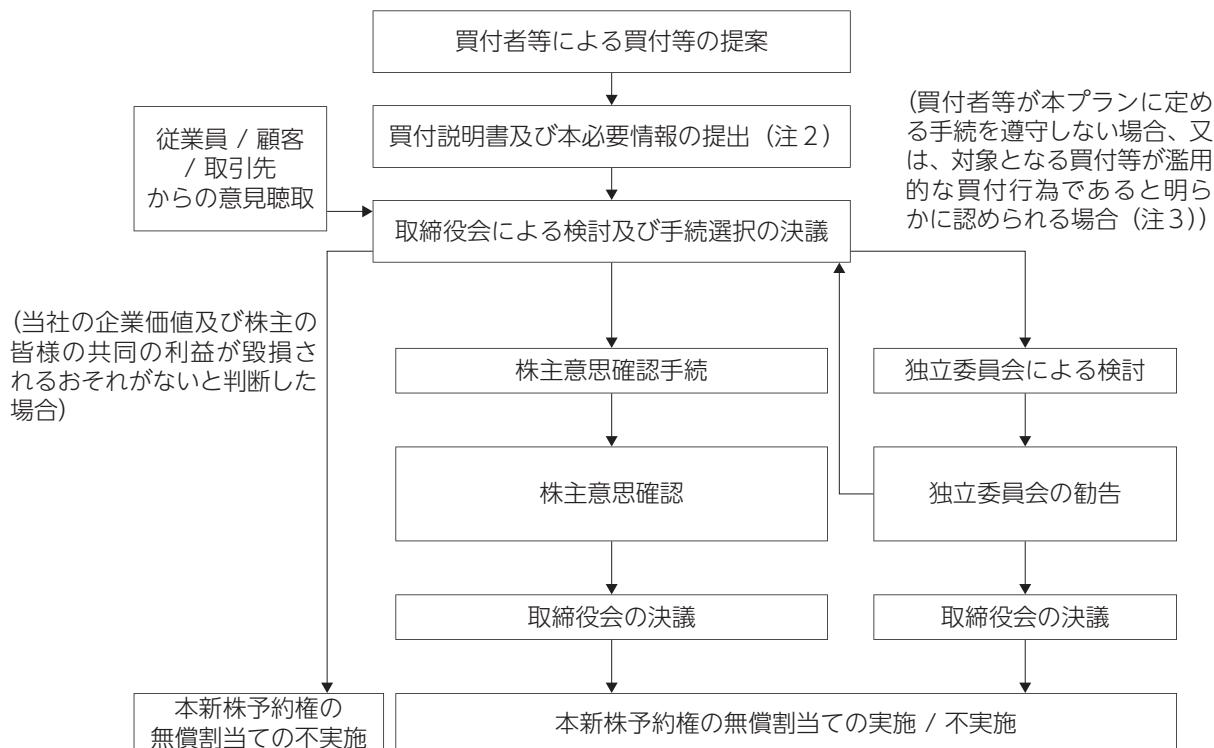
2015年1月 桜坂法律事務所パートナー(現任)

2019年8月 当社監査役(社外)(現任・独立役員)

(重要な兼職の状況) 弁護士 桜坂法律事務所パートナー  
内閣府 規制改革推進会議 専門委員  
内閣官房 知的財産戦略本部 委員  
国立大学法人 一橋大学 理事

以上

## フローチャート（注1）



（注1）本フローチャートは本プランの概要を説明するものであるため、本プランの詳細については、必ず本文をご参照ください。

（注2）買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定める手続を遵守せずに買付等を開始した場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

（注3）本文3.2) (3)②に該当することが客観的に明らかである場合に限ります。

以上



## 事業報告

(自 2019年6月1日)  
(至 2020年5月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 経営環境

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦を背景に減速基調が続いたことに加え、下期後半から新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により急速に悪化しました。当社においても、これらの影響により旅客・貨物輸送を主要事業とする顧客の経営状況が悪化し、航海気象・航空気象の売上へのマイナス影響が発生しています。今後は回復傾向を見込むものの未だ予断を許さない状況が継続すると認識しております。

気象環境については、気候変動によるオーストラリアの山火事など世界的な極端気象や激甚災害が増加しており、気象リスクが顕在化してきています。日本においても2019年の台風15号・19号の大雨や強風の影響による堤防の決壊や大規模な停電など自然災害による甚大な被害が相次ぎ、気象リスクに対する一層の対応策のニーズを実感しております。こうした気象と企業を取り巻く環境の変化に対して、当社では気象サービスを通じて世界中の企業・人々の生活に対する気象リスクを軽減することをミッションとして、気象会社としての本分に努めてまいります。

また、SDGsの17目標の一つである「気候変動に具体的な対策を」に示されるように、気象・気候に対して社会の関心が高まるとともに、企業経営においてもESGへの取り組みが促進されています。ESGに係る企業価値向上への当社の取り組みとしては、当社が扱う事業ドメインの性質を活用し、気象サービスの提供を通じて顧客の環境貢献のサポートを行うと共に、減災の観点で企業・個人の生活の支援に取り組み、その実績を定量的・定性的にディスクロースしてまいります。

## ② 事業の状況

気象サービスの市場規模は全世界で6,000億円以上と想定されます。気象リスクへの関心の高まりとネット技術の発展によって、気象サービス市場は今後も成長を続けると当社は考えています。

当期は「革新性」をテーマに掲げ本格的なグローバル展開を目指す第4成長期の8年目として、7つのPlanning(事業分野)で構成されるPlanning制を新たに導入しました。Planning制を通じて各事業の経営責任を明確にすることで各事業に特化したサービス企画・運営・開発・営業を行い事業を推進するとともに、BtoB事業での国内：海外のTG売上比率50：50を目指して次の項目に取り組んできました。

### <BtoB (法人) >

#### ・ Sea Planning：航海気象

船隊計画全体の最適化を推薦する船種毎のサービスや二酸化炭素排出量の規制導入に対応したサービスのアジア及びヨーロッパの市場を中心とした積極的な海外営業、ならびに沿岸部での座礁・衝突などによるダメージリスク対応策サービスである「NAR (Navigation Assessment & Routeing)」の試験運用

#### ・ Sky Planning：航空気象

アジアのエアラインを中心としたサービス展開の拡大及びヨーロッパ、アメリカにおけるマーケティングの推進

#### ・ Land Planning：陸上気象

日本国内向けを中心とした極端気象に伴うサービス開発及びその強化、及び高速道路・高速鉄道市場向けサービスのアジア展開

#### ・ Environment Planning：環境気象

需要予測サービスの提供を中心とした、ヨーロッパ、日本、アジアのエネルギー・流通小売市場への展開

### <BtoS (個人) >

#### ・ Mobile・Internet Planning：モバイル・インターネット気象

グロースハック体制による配信コンテンツの拡充や広告投資によるトラフィックの最大化に向けた取り組み、及び気象連動型広告を含む自社独自の個人向けインターネット広告事業の展開

#### ・ Broadcast Planning：放送気象

日本国内における既存の市場の維持、及び放送気象市場の構造的変化に対応する新たな収益モデルの検討

当期の連結売上高は17,953百万円と、前期比5.3%の増収となりました。BtoB事業の売上高では、米中貿易摩擦と新型コロナウイルスの影響で航海気象の売上が減少したものの、陸上気象における日本の道路市場のサービス拡大、航空気象における日本・アジアでのサービス拡大に伴う売上増加により、BtoB事業全体では前期比3.0%増収の10,264百万円となりました。BtoS事業の売上高は、モバイル・インターネット気象において台風など大規模災害の発生による気象への注目度の高まり、ニュース記事配信数の充実やTVCMによるトラフィックの増大に伴うDAU (Daily Active Users) の増加による継続利用率の向上によってスマートフォン向けサービス売上と広告売上が増加し、BtoS事業全体では前期比8.4%増収の7,688百万円となりました。

利益については、広告投資の増加及び前期までの人財の積極採用等に基づく人件費の増加はあるものの、積極投資期間中に採用した人財及び基幹システムの整備によるソフトウェア開発効率の向上やSRS売上の増加に伴い、営業利益は前期比11.5%増益の2,280百万円、経常利益は当社の持分法適用関連会社であるmaruFreight, Inc.への投資に係る損失を計上したものの前期比13.3%増益の2,188百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比18.8%増益の1,629百万円となりました。

当連結会計年度における事業別売上高は以下のとおりです。

事業区分 (Planning)	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日) (百万円)			当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日) (百万円)			増減率 (%)
	SRS	トールゲート	合計	SRS	トールゲート	合計	
航海気象	48	4,888	4,936	24	4,742	4,766	△3.5
航空気象	133	814	948	161	868	1,029	8.6
陸上気象	293	2,895	3,189	481	3,058	3,539	11.0
環境気象	118	758	877	174	700	874	△0.3
その他 BtoB	-	9	9	37	17	54	474.3
BtoB事業計	595	9,366	9,961	878	9,386	10,264	3.0
モバイル・インターネット気象	26	4,186	4,212	23	5,074	5,098	21.0
放送気象	609	2,267	2,877	595	1,993	2,589	△10.0
BtoS事業計	636	6,454	7,090	619	7,068	7,688	8.4
合計	1,231	15,821	17,052	1,497	16,455	17,953	5.3

(注) 当連結会計年度より、各事業の経営責任を明確にするためにPlanning制を導入し、事業区分を変更しています。これに伴い、前連結会計年度の事業別売上高については、変更後の区分により作成したものを記載しています。

(参考) 地域別売上高

地域区分	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日) (百万円)			当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日) (百万円)			増減率 (%)
	SRS	トールゲート	合計	SRS	トールゲート	合計	
日本	528	5,438	5,966	838	5,696	6,534	9.5
アジア	4	1,732	1,736	11	1,691	1,703	△1.9
欧州	62	1,881	1,944	27	1,688	1,716	△11.7
米州	-	313	313	-	309	309	△1.3
BtoB事業計	595	9,366	9,961	878	9,386	10,264	3.0
日本	635	6,195	6,831	616	6,635	7,251	6.2
アジア	0	188	189	2	362	364	92.9
欧州	-	68	68	-	60	60	△11.5
米州	-	1	1	1	10	11	542.1
BtoS事業計	636	6,454	7,090	619	7,068	7,688	8.4
合計	1,231	15,821	17,052	1,497	16,455	17,953	5.3

(注) 当連結会計年度より、各事業の経営責任を明確にするためにPlanning制を導入し、事業区分を変更しています。これに伴い、前連結会計年度の事業別売上高については、変更後の区分により作成したものを記載しています。

当社は継続的にコンテンツを提供するトールゲート型ビジネスを主に展開しています。一方、将来のトールゲート売上につながる一時的な調査やシステムを販売する機会があり、当社はこれらをSRS（Stage Requirement Settings）と称しています。

BtoB事業では、陸上気象における日本の道路市場シェア拡大や、航空市場における日本・アジアでのサービス拡販により売上が増加しました。一方で、航海気象では海運市場の市況低迷の影響でサービス提供数が減少し、売上が減少しました。また、環境気象では流通小売市場でのビジネスパートナー見直しに伴い欧州市場での売上が減少しました。

BtoS事業では、モバイル・インターネット気象において、2019年の台風15号・19号など大規模な気象災害の発生による気象への注目度が高まる中、グロースハック体制によるニュース記事配信数の増加、自社配信コンテンツの充実、TVCM放映での認知度の向上によるトラフィックの増加によりDAU（Daily Active Users）や継続利用率が向上し、日本やアジアでのスマートフォン向けサービス売上と広告売上が増加しました。一方で放送気象では、市場カテゴリーの変化に伴い部署単位でのビジネスから会社単位での包括的なビジネスへの移行を推進するため、売上の一部をモバイル・インターネット気象へ移管したことにより売上が減少しています。

### ③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は795百万円（前期859百万円）となりました。

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、価値創造サービスを実現するためのインフラへの投資、IT開発及び事業継続のための更新投資などです。

### ④ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの所要資金は自己資金にて対応しました。

### ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑥ 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## ⑨ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

### 1. 中長期的な会社の経営戦略

#### <当社のミッション>

当社グループは「全世界77億人の情報交信台」という夢に向かって、サポーターとともに最多・最速・最新の気象コンテンツサービスにより気象・環境に関する社会的リスクに対応する「気象コンテンツ・メーカー」になることを基本コンセプトとしており、気象コンテンツ市場のフロントランナーとして、独創的に新たな市場を創造しながら「サポーター価値創造」と企業価値の最大化を目指します。

また、このコンセプト実現のため、「世界最大のデータベース・世界No.1の予報精度・あらゆる市場でのRisk Communicator」をコアコンピタンスと考え、Full Service “Weather & Climate” Companyとなることが当社のミッションであると認識しています。

#### <第4成長期のビジョン>

当社では、第1成長期（1986年6月から1995年5月）は「事業の成長性」、第2成長期（1995年6月から2004年5月）は「ビジネスモデルの多様性」、第3成長期（2004年6月から2012年5月）は「経営の健全性」をテーマに掲げ、事業を展開してまいりました。第4成長期（2012年6月から2022年5月）は「革新性」をテーマに掲げ、サービスを本格的にグローバル展開することを目指します。

#### <第4成長期の基本戦略>

「Service CompanyからService & Infrastructure Company with the Supporterへ」

当社には、RC（Risk Communication）サービスを組織的に運営すると同時に顧客とともに革新的なインフラを整備し、交通気象・環境気象を中心としたビジネスを立ち上げてきた経験があります。この経験を基にアジア、ヨーロッパ、アメリカにおいて新たなグローバルビジネスを展開してまいります。

2020年5月期より、各市場の売上及び利益の責任を明確にするために、主要な事業をPlanning（Sea Planning：航海気象、Sky Planning：航空気象、Land Planning：陸上気象、Environment Planning：環境気象、Mobile・Internet Planning：モバイル・インターネット気象、Broadcast Planning：放送気象、Sports Planning：スポーツ気象）と称し、各市場に特化したサービス企画・運営・開発・営業を行い事業を推進しています。そしてBtoB市場において国内・海外のTG売上比率50：50を目指します。

なお、各Planningに共通する部門（共同利用インフラ運営及び開発・管理部門）をSSIと称し、各Planningを専門的な見地でサポートし、会社全体での品質及び生産性の向上を実現します。また、取締役は執行範囲を定めず事業全体を監督し、執行体制においてチェック・アンド・バランスを働かせます。

#### （事業分野別の戦略）

事業分野	事業戦略
航海気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10,000隻ヘルパーティングサービスを拡大 （※新型コロナウイルス感染拡大による市況低迷の影響で達成時期は1年の遅れを見込む）</li> </ul>
航空気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州、アメリカ市場への展開</li> </ul>
陸上気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内向けを中心とした極端気象に伴うサービス開発及びその強化</li> <li>・ 道路鉄道分野におけるアジア市場への展開</li> </ul>
環境気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要予測によるエネルギー会社等の環境エネルギー市場展開</li> <li>・ 販売量予測をもとにした流通小売市場展開</li> </ul>
放送気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場の維持と共に、放送局向けインターネット型サービスの模索</li> </ul>
モバイル・インターネット気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本における圧倒的No.1の気象コンテンツプラットフォーム</li> </ul>
スポーツ気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外のスポーツ大会の運営支援、代表チームへのサポート</li> <li>・ アスリート向け新サービスの検討</li> </ul>

#### <エリア展開>

既に展開中のアジア市場に加え、2021年5月期後半以降は、航空気象ではヨーロッパ・アメリカ市場のマーケティングの継続、環境気象ではヨーロッパ市場の更なる展開を推進します。

## 2. 中期経営計画の概要とその進捗

当社では、2020年5月期からの3年間（2019年6月～2022年5月）を、「革新性」をテーマに交通気象のグローバル展開を目指す第4成長期のStage 3とし、以下の4点を重点テーマとして推進することで事業の土台を一層安定させると共に、第5成長期を見据えた新規発展事業の創出を目指します。

### 1) 既存事業の継続成長による収益基盤の強化

既存事業である航海気象、航空気象、環境気象、モバイル・インターネット気象は当社の基盤事業かつグローバルビジネスのポテンシャルを有していると認識しており、TG売上の増加及びBtoB事業における国内・海外のTG売上比率の50:50の達成に向けて、継続的に成長させ、収益基盤の強化を目指します。

#### <航海気象>

航海気象は、国によるサービスが行われていない「公認民間市場（顕在化市場）」と言えます。当社は既にグローバル市場において航海気象サービスを展開しておりますが、サービス提供船は世界の外航船約20,000隻のうち30%程度です。第4成長期にはサービス品質を改善すると共に新サービスを開始し、世界の外航船約20,000隻の50%にあたる10,000隻へのサービス提供を目指します。なお、新型コロナウイルス感染拡大による市況低迷の影響を受け、10,000隻達成のタイミングは1年の遅れを見込んでいます。

本サービスはサービスを提供する航海毎に課金することからサービス対象となる隻数をKPI（重要業績評価指標）として設定し、売上だけでなく市場占有率を含めた市場におけるポジショニングを示しています。

#### <航空気象>

航空気象では日本・アジア市場を中心にサービス提供を進め、各国における当社のブランド認知度を高めています。第4成長期後半はヨーロッパ・アメリカ市場でも市場シェア及び当社のブランド認知度を高めるため展開を推進しています。

本サービスは航空会社別に契約を締結しサービスを提供しており、目的地となる空港数で価格が決定するためお客様の就航路線により契約金額が異なります。市場占有率など市場におけるポジショニングと進捗を明確にするため、KPIは全世界の航空会社320社の約25%にあたる85社へのサービス提供を目指しています。

#### <環境気象>

全世界的な自然エネルギー利活用へ向けた構造変革を受け新たな顧客ニーズを認識しており、ヨーロッパ、日本、アジアのエネルギー企業に対し、需要予測の提供を中心とした環境気象の立ち上げと新規顧客の獲得を目指します。

新規市場においては象徴的な顧客(Symbolic Customer)と共に当社サービスを構築し、拡販サービスの開発に繋ぐことから、市場展開の進捗度を示すKPIにSymbolic Customerの数を設定し、顧客数を29社まで拡大することを目指します。

#### <モバイル・インターネット気象>

各国の気象庁から提供される観測データ(Observation)だけでなく、独自の衛星、レーダー、小型観測機、ライブカメラ等に加え、サポーターから送られてくる膨大な写真や体感データに代表される“感測”データ(Eye-servation)をAI・Deep Learningなどの最新技術を活用して解析し、他社には模倣できないコンテンツを創造していきます。これらのコンテンツを自社以外の多様化する様々なプラットフォームにも展開することで有料会員を増やすと共に、広告事業も伸ばしていきます。

アプリ「ウェザーニュース」へのトラフィックの流入が有料会員数の増加や広告事業のブランドに繋がると分析しており、継続的なサービス利用者を示す指標である月間利用者数(MAU)をKPIと設定し、MAU4,470万人の到達を目指します。

#### 2) 世界最高品質の予報精度の追究とコンテンツ生産力の飛躍的向上

世界最大規模の気象・気候データベース及び独自AI解析を用いた世界No.1の予報精度の実現と、新たな基幹データベース・開発プラットフォーム及び独自AI技術を用いたコンテンツ生産力の向上を目指します。

当社ではこれまで整備してきたWNI衛星・WITHレーダーなどの独自気象観測インフラで観測した気象データ、各市場の顧客とコミュニケーションを交わす中で蓄積されてきたビジネスデータ、サポーターから提供される感測データなどから構成される世界最大規模の気象・気候データベースと、AIによる解析・予測等のIT技術を駆使することで、90%以上の予報精度を実現し、当社の気象予報におけるブランド価値を高めます。また、画一的な予測ではない、市場毎のニーズに合わせた「世界No.1の予報精度」の実現を目指しています。RCサービスの提供においても、従来の人による予測値の修正やコミュニケーションの一部を最新IT技術によって代替し、品質と生産力を高めて利益率の向上に繋がります。

当期は、ナウキャスト(数時間先までの予報)及び欧州における気温の予報精度が向上しました。また、次世代の独自観測インフラ「Eagle Radar」の準備が進み、来期の実装を目指します。独自AI解析による業務改善も進んでおり、引き続き予報精度と生産力の向上に努めます。

#### 3) マーケットを加速するITサービス基盤の整備

全世界77億人がデバイスなどの環境に関わらず迅速かつグローバルに気象情報を活用できるインフラ環境の整備、そしてBCP(事業継続計画)を踏まえた事業の継続性の実現を目指しています。開発プラットフォームの整備に伴うシステム開発スピードの向上及びサーバーの一極集中による災害時のシステム障害リスクに対するレジリエンスの強化

を見据え、物理サーバからクラウドサーバへの移行を推進します。また、気象情報の外部連携によるマーケットへの価値創造サイクルの推進を目指し、ITインフラのクラウド化を通じてサービス開発の高速化と迅速な顧客へのサービス提供を可能とし、市場展開や他業種・グローバルでのコラボレーションを加速します。

当期はクラウド化のガイドライン作成等クラウドへ全面移行するための環境整備に取り組み、一部では実際に移行を開始しました。

#### 4) 気候変動に対応した新規発展事業の創出

市場におけるビジネスリスクの調査と詳細分析、極端気象や気候変動による事業リスクに適応するサービスの創造など、気象リスクに対するあらゆる角度からのサービスの開発・提供を目指します。従来の気象環境による事業運営リスクに対する支援だけでなく、継続的に経済的損害が発生するような事業構造リスクへの対応へと事業領域を拡大することで長期的な成長を実現します。

当期は、長期的な事業構造リスクの調査分析及びリスクへの適応支援サービスの立ち上げを目標に各市場のマーケティングを推進し、航海市場では日本国内の船会社を対象とした、極端気象による到着遅延に対応する補償サービスの試験運用を検討しています。

### ⑩ 今後の見通し

新型コロナウイルス感染拡大の影響やその収束時期は依然として不透明ですが、経済活動の水準は緩やかに回復していくと想定しており、各事業分野の動向や特性に応じた要素を現時点で可能な限り加味した業績見通しを策定しております。

売上面では、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染拡大などによる経済低迷の影響を受け、BtoB市場では航海・航空気象市場を中心に販売進捗の遅れが見込まれるものの、沿岸部における座礁・衝突リスクに対応するサービスなど、各市場における極端気象に対応したサービスの投下を通じて、BtoB市場は堅調に成長することを見込んでおります。BtoS市場においては、モバイル・インターネット気象のグロースハック体制による自社配信コンテンツの充実とTVCMなど認知度向上によるトラフィックの増加に伴うスマートフォン向けサービス売上と広告売上の成長を見込んでおります。利益面では、ビジネスを成長させる広告投資の増加はあるものの、前中期経営計画の積極投資期間中に採用した人財及び基幹システムの整備によるソフトウェア開発効率向上とサービス運営人員の最適化を図ることで、当期と同程度の利益を見込んでおります。

こうした取り組みの結果として、2021年5月期は、売上高19,200百万円、営業利益2,300百万円、経常利益2,300百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,700百万円と見込んでいます。

## (当期の進捗)

事業分野	KPI			進捗
	22.5期末 目標	20.5期末 計画	20.5期末 実績	
BtoB事業全体の TG売上比率 (国内：海外)	50：50	60：40	61：39	・BtoB事業全体(TG)は増収したが、海外売上を牽引する航海気象及び航空気象が新型コロナウイルス感染拡大の影響による販売計画未達で海外売上比率は停滞。
1) 既存事業の継続成長による収益基盤の強化				
航海気象 (隻数)	8,000	6,000	4,600	・市況低迷によるサービス提供隻数が計画を下回る。 ・新サービスNARの開発状況は計画通り。来期からのサービス拡大を見込む。
航空気象 (顧客数)	85	57	60	・東南アジア顧客を中心にサービス提供が拡大するも新型コロナウイルス感染拡大の影響等で計画値を下回る。 ・来期にはヨーロッパ、アメリカ市場での顧客獲得を目指し、新サービスの投入を推進する。
環境気象 (顧客数)	29	8	8	・計画通りSymbolic Customer8社を獲得。 ・来期からは新規市場でのサービスメニューの共創に取り組む。
モバイル・インターネット気象 (MAU：万人)	4,470	2,950	3,242	・グロースハック体制の強化や広告投資の効果で当期計画値を大きく上回る。 ・来期も継続して広告投資を実施予定。
2) 世界最高品質の予報精度の追究とコンテンツ生産力の飛躍的向上				
予報精度 (%)	90.0 以上	90.0	93.3	・ナウキャスト及び欧州における気温の予報精度が向上。 ・来期からは的中率向上にも取り組むことから降水捕捉率は変動するものの、90%維持を目指す。

## ご参考 1 | 中期経営計画業績目標および当期実績

単位：百万円		Stage 3			
		FY34 (計画)	FY34 (実績)	FY35 (計画)	FY36 (計画)
		2020.5 期	2020.5 期	2021.5 期	2022.5 期
為替レート(円)		110	108	110	110
売上高		18,300	17,953	19,200	21,000
TG	B to B	10,100	9,386	9,950	10,800
	B to S	6,900	7,068	7,950	8,900
SRS		1,300	1,497	1,300	1,300
営業利益		2,100	2,280	2,300	3,100
営業利益率		11.5%	12.7%	12.0%	14.8%
経常利益		2,100	2,188	2,300	3,100
当期純利益		1,500	1,629	1,700	2,200
ROE		10.7%	11.6%	11.6%	14.2%
配当性向		72.7%	67.1%	64.5%	50.0%
設備投資		600	795	800	800
研究開発費		800	595	600	600

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

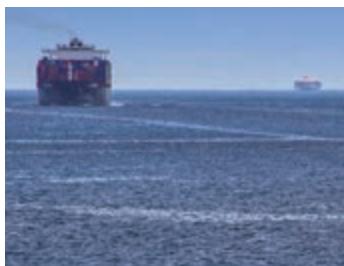
## ご参考 2 | 中長期的な企業価値向上の取り組み

世界的な環境・社会課題を機会と捉え、課題解決につながるイノベーションを生み出すと同時に事業の成長につなげることで、企業価値の向上を目指します。

近年、投資先の選定にあたり、財務面に加えて、環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)を評価軸として企業の中長期的な成長可能性を判断する「ESG投資」が広がっています。また、「持続可能な開発目標(SDGs)」が2015年に国連で採択されて以降、企業による環境・社会課題解決に資する事業創出への期待が高まっています。

当社は、SDGsの17目標の一つである「気候変動に具体的な対策を」に示されるように、気象・気候に関わる事業を基礎とした当社が扱う事業ドメインの性質を活用し、気象サービスの提供を通じて顧客の環境貢献のサポートを行うと共に、減災の観点で企業・個人の生活の支援に取り組み、その実績を定量的・定性的に開示してまいります。

### 当社のESGの取り組み



## E Environment (環境)

極端気象が増加しているなか、当社が扱うビジネスドメインの性質を加味し、これらに影響を与える気象・環境情報の開示を行ってまいります。さらに、気候変動・環境対策についてはサポーターと共に取り組み、その成果についても積極的に開示してまいります。

### 気象サービスの提供を通じて顧客の環境貢献のサポート

事業分野	サービス内容	環境貢献	CO2削減貢献量(年間)
航海気象	安全で経済的な運航を支援するサービスに加え、海運業界のCO2排出削減量を客観的に評価	CO2排出量削減	2,800千t

### 環境負荷低減への取り組み

#### ■ 航海気象事業：「マリンカーボンブロッキング」サービス提供に向けた共同研究を開始

当社は、これまで海運業界向けに安全で経済的な運航を支援するサービスを提供し、燃料消費量とCO2排出量の削減に貢献してきましたが、今後はより環境の配慮に特化した、新たなサービスを展開していきます。その第一歩として、海運業界が実施している気候変動への取り組みを支援するため、海運業界のCO2排出削減量を客観的に評価する新サービス「マリンカーボンブロッキング」の提供に向けた共同研究を開始しました。

#### ■ 環境気象事業：エネルギー資源の有効活用や食品廃棄物削減への貢献

当社は、これまで電力・ガス会社向けに需要予測と自然エネルギー発電量予測サービスを提供し、最適な需給バランスの維持・エネルギー資源の有効活用をサポートしています。また、製造小売業界に対しては、生産計画と販売計画の双方を提供し、需給バランスの把握と最適在庫管理による食品廃棄物等の軽減に貢献しております。



# S

## Social (社会)

ライフスタイルに応じて、スタッフ自身が自由にワークスタイルをデザインすることを認め、これを後押しする社内風土及び制度を整備することで多様性の活性化を目指してまいります。

### 新型コロナウイルス感染拡大によるワークスタイルの変化

新型コロナウイルス感染拡大時にも状況に応じてワークスタイルを変化させ、緊急事態宣言発令時にはリモートワーク率85%まで引き上げました。当社従業員ならびに当社関係者の皆様の安全と感染拡大の防止を最優先としつつ、防災や天候の急変時のお客様へのサービス提供の継続、および感染拡大により生じる様々な社会課題の解決に資する取り組みを進めてまいります。

	感染拡大時(3月末)	緊急事態宣言発令時(5月)
リモート率	50%	85%

### 減災の観点で企業・個人の生活の支援の取り組み

#### LINEや自治体と"AI防災協議会"を設立・防災チャットボットを用いた実証実験実施

当社は、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) とともに開発を進めているSNSを用いた対話型災害情報流通基盤システム"防災チャットボット"の社会実装を主な目的として、LINEや自治体と「AI防災協議会」を設立。民間企業が中心となって"防災チャットボット"を活用した新たな防災システムの構築を目指しました。

※防災チャットボット：LINEを通して自律的に被災者とコミュニケーションを取り、対話の中から安否確認や避難場所、不足物資、被災状況などの災害関連情報を自動で抽出・集約し、被災者に必要な情報を自動で提供するシステムです。



### 企業内保育園『WNI RAIN KIDS HOUSE』の整備

社員が子育てと職場での活躍を両立できる環境づくりを目指し、2015年より開設しております。小学校6年生まで受け入れる学童スクールも併設しており、開設以降復職率100%を達成しております。



# G

## Governance (ガバナンス)

Transparency (透明性) という企業理念のもと、ステークホルダーとの相互信頼の醸成を目的として、法律に規定される情報開示にとどまらない企業価値を巡る根源的な考え方についても積極開示を行ってまいります。

### 行動規範の整備

企業活動を行う上で遵守すべき基本的な規範を行動規範として明確化しました。社内での浸透を図るとともに、今後対外的にも開示いたします。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 31 期 (2017年5月期)	第 32 期 (2018年5月期)	第 33 期 (2019年5月期)	第 34 期 (2020年5月期) 当連結会計年度
売 上 高 (百万円)	14,542	15,874	17,052	17,953
営 業 利 益 (百万円)	2,824	2,490	2,045	2,280
経 常 利 益 (百万円)	2,825	2,495	1,930	2,188
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,965	1,138	1,370	1,629
純 資 産 (百万円)	13,557	13,618	13,860	14,468
総 資 産 (百万円)	15,311	15,106	15,746	16,894
1 株 当 た り 純 資 産	1,235円32銭	1,241円38銭	1,261円16銭	1,314円65銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	180円39銭	104円49銭	125円63銭	149円01銭
自己 (株主) 資本利益率 (%)	15.0	8.4	10.0	11.6

### (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
WEATHERNEWS AMERICA INC.	81,644 米ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS U.K. LTD.	272 英ポンド	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Benelux B.V.	180,000 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS RUS LLC.	12,000 千ロシアルーブル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews France SAS	3,607,059 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
AXANTEM SAS	2,041 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED	1,594 千香港ドル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Korea Inc.	653,000 千韓国ウォン	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Shanghai Co. Ltd. 緯哲紐咨信息咨询（上海）有限公司	140,000 米ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS TAIWAN LTD. 緯哲気象股份有限公司	10,000 千台湾ドル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Nepal Pvt. Ltd.	45,000 千ネパールルピー	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews India Pvt. Ltd.	45,000 千インドルピー	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS SINGAPORE PTE. LTD.	620,002 シンガポールドル	100.0%	総合気象情報サービス

(注1) AXANTEM SASの株式は、Weathernews France SASを通じての間接所有となっております。

(注2) Weathernews India Pvt. Ltd.は、清算手続きを行っております。

(注3) Weathernews Nepal Pvt. Ltd.は、清算手続きを行っております。

(注4) WEATHERNEWS RUS LLC.は、清算手続きを行っております。

### ③ 主要な関連会社の状況

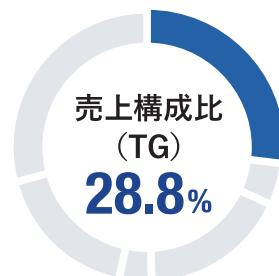
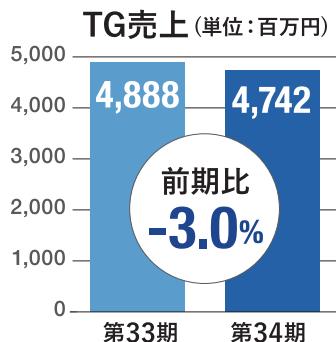
会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
maruFreight, Inc.	0.65 米ドル	40.0%	船主と荷主のマッチングサービス

(注) maruFreight, Inc.は2020年3月3日に清算決議を行い、清算手続きを行っております。なお、資本金を資本剰余金へ振り替えています。

### (4) 主要な事業内容

当社グループは、従来より企業向け・個人向けの様々な市場に向けて気象予報に基づく対応策情報（問題解決型コンテンツ）を提供してきました。当期よりPlanning制を導入し、細分化されていた市場を特性に応じた7つのPlanning（事業分野）に再定義することで、各市場の売上及び利益の責任を明確にするとともに、市場に特化したサービス企画・運営・開発・営業を行い事業を推進します。

# Sea Planning : 航海気象



## 主要な事業内容

サービス名	内容	対象市場
<b>VP</b> (航海気象)	当社グループは、創業以来、海運各社の安全運航を支援してきました。顧客とともに事業のグローバル化を進め、現在では世界の外航船の約30%にサービスを提供しています。なかでも、安全だけでなく、効率的な燃料消費を支援するOSRサービスの利用が増加しています。当社は絶え間なくサービスを提供できるよう、日本を含むアジア、アメリカ、欧州に拠点を設け、世界の船とコミュニケーションしています。	外航海運会社
<b>P</b> (石油気象)	洋上で行われる石油開発・生産活動への試掘から生産に至るまでの一貫したオペレーション上の安全とスケジュール管理のために、生産フィールドにおける気象情報を中心とした、安全かつ効率的な作業を可能とするサービスを提供しています。	石油会社
<b>M</b> (海上気象)	海上及び沿岸で活動する事業者向けに、各作業に対応したRC (Risk Communication) を通じ、安全で効率的な作業進行を支援します。また、生産品の品質管理から配船、海上輸送及び在庫管理の最適化を支援するサービスや国内外の液体危険貨物輸送船の離着棧の可否判断を支援するサービスを提供しています。	製鉄会社、 内航海運会社、 など

## 業績の推移の主な要因

- 米中貿易摩擦に伴う市況低迷によるサービス提供数の減少
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う海運市場の市況低迷の影響によるサービス提供数の減少(約140百万円売上減)

## 当期の主な取り組み

- 海運業界における気候変動に伴う極端気象発生への適応と温室効果ガス発生への緩和を目的とした以下の新サービスの開発と研究
- 沿岸部での座礁・衝突・気象海象によるダメージリスク対応策サービスである「NAR (Navigation Assessment & Routeing)」の開発
- AIにより最適航路を導く「航路計画策定システム」の開発

招集ご通知

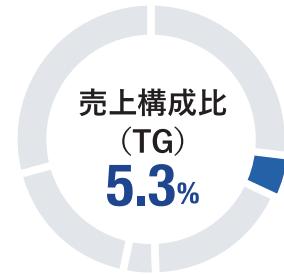
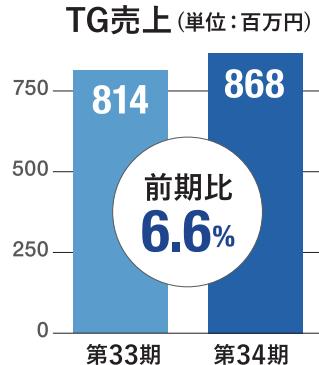
株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



## 主要な事業内容

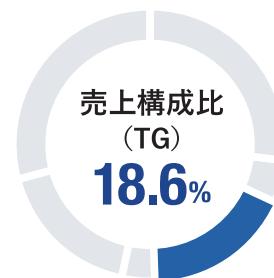
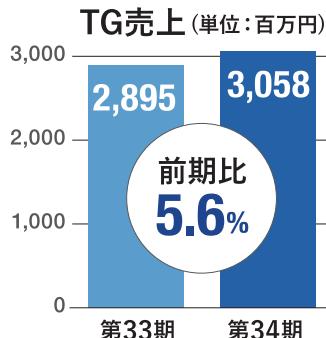
サービス名	内容	対象市場
<b>SKY</b> (航空気象)	大型民間航空機からヘリコプターまであらゆる航空事業者にとって「気象」は運航上重要な要素です。航空気象は特に飛行計画作成時・パイロットへのブリーフィング・その後の飛行監視の3つのシーンにおいて、乗客輸送、消防防災、薬剤散布、航空撮影など、お客様の業務における気象リスクに応じた対応策情報の提供を行っています。	エアライン、使用事業者、県警、消防関係機関、ドローン

## 業績の推移の主な要因

- 国内の使用事業者、県警、消防、医療関係機関への飛行監視システム(FOSTER-CoPilot)の提供が増加
- 中国、東南アジアのエアラインへのサービスの提供が増加
- 新型コロナウイルスによる航空市場低迷の結果、サービス提供の減少が一時的に発生 (約20百万円売上減)

## 当期の主な取り組み

- エアライン会社向け飛行監視システム (Flight Watch) の継続的開発
- 警察ヘリコプター全機にFOSTER-CoPilotの提供開始
- ドローン向け運航管理支援サービスの開発・提供



## 主要な事業内容

サービス名	内容	対象市場
<b>RD</b> (道路気象)	道路維持を行う企業や国、自治体の道路管理者に対して、雪氷をはじめとした気象情報の提供により、道路の安全性の確保と効率的な作業を支援するサービスを提供します。	道路維持管理会社、 国、地方自治体
<b>R</b> (鉄道気象)	鉄道事業者が、安全性を確保し定時運行を実現するためには、路線沿いの気象状況の変化及び最新情報を的確に得られることが重要です。過去の災害等の気象の関係を分析・解析し、沿線や規制区間ごとの最適な列車運行管理を支援します。	鉄道会社
<b>DIMINISH</b> (防災気象)	気象現象によって引き起こされる自然災害は、人々の生活、インフラ、企業活動に大きな影響を与えます。防災業務を行う行政、団体、企業に対して、気象データの分析をもとにした対応策、意思決定支援を行い、安全かつ効率的な防災業務を支援することによって、災害を軽減し、住民、関係者の安全に貢献します。	地方自治体、ユーティリティ企業をはじめとした防災機関

## 業績の推移の主要要因

- 高速道路会社サービスのエリア拡大
- 鉄道会社向け解析雨量を用いた新たな運行規制サービスの提供開始

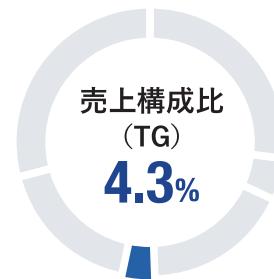
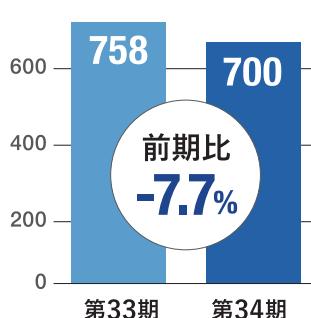
## 当期の主な取り組み

- 画像解析技術による路面状況解析を用いた雪氷作業支援サービス高度化
- 極端気象に伴う計画運休判断支援/車両退避判断支援サービスの開発
- 「防災チャットボット」を用いた新たな被災状況集約・安否確認モデルの実証実験
- アジア向け道路・鉄道気象サービスの試験利用開始



## 主要な事業内容

TG売上 (単位: 百万円)



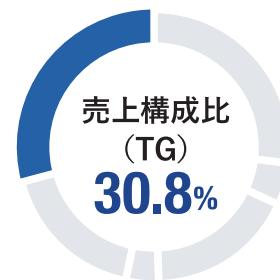
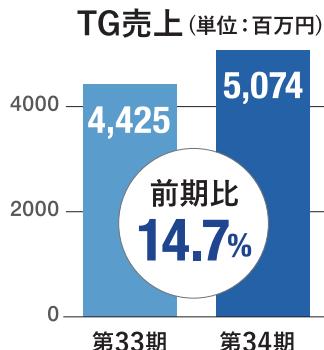
サービス名	内容	対象市場
<b>E</b> (エネルギー気象)	電力・ガス会社の需要計画の支援と電力会社への風力・太陽光・水力による自然エネルギー発電量予測をリアルタイムで提供し、需給バランス維持の支援を行います。エネルギー供給設備保全における荒天や気象災害への対応も支援します。	電力・ガス事業 再生可能エネルギー事業
<b>Store</b> (流通気象)	製造、小売市場の気象要因に対する製品別需要の相関を価格や宣伝などビジネス要因も把握してモデル化し、生産計画と販売計画の双方を支援します。需給バランスの把握と最適在庫管理による商品廃棄の軽減に貢献します。	コンビニエンスストア、 総合、食品スーパー、 飲料、食品製造
<b>A</b> (農業気象)	農業関連企業や団体を通じて、生育予測を基にした農作業の効率化のための営農支援サービスを農家の皆さまに提供します。また農産物の収穫量や品質に関わる気象情報を提供することで生産性と品質の向上を支援します。	農業関係企業、 協同組合

## 業績の推移の主な要因

- 欧州エネルギー市場に対して、顧客個別サービスから標準サービスのマーケティングに時間を要した
- 欧州流通市場における購買データ購入と気象データ提供に関する取引の見直しによる売上減少 (44百万円売上減、費用も低減化し利益への影響なし)

## 当期の主な取り組み

- Deep-Learningを活用した電力需要想定サービスの開発・パイロットカスタマーへの提供開始
- 自然エネルギー発電量予測の高度化の取り組み
- 高頻度の観測値による気象予測精度向上と需要予測のリアルタイム化プロジェクトを欧州2社と開始
- 製造業向け需要想定サービスを欧州1社へ提供開始



## 主要な事業内容

サービス名	内容	対象市場
<b>Mobile</b> (モバイル)	他社に先駆けて1999年に携帯コンテンツサービスを開始して以来、先進的なテクノロジーと豊富なコンテンツにより、国内でアクセス数の多いサイトのひとつとして、サポーターから支持されています。ウェザーリポーターのネットワークをグローバル展開しております。	個人・分衆
<b>Internet</b> (インターネット)	My Weather Station、「すべての気象情報がここにある」をキャッチフレーズに、個人向け本格的気象コンテンツサイトを実現させるため、各種気象情報を専門にした「Ch (チャンネル)」を立ち上げ、最新のコンテンツをインターネット等を通じて24時間365日発信しています。また、Mobileと連動して、個人から専門家まで役に立ち、楽しめるコンテンツを交信できるサービスを提供しています。	個人・分衆

## 業績の推移の主な要因

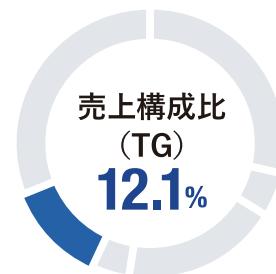
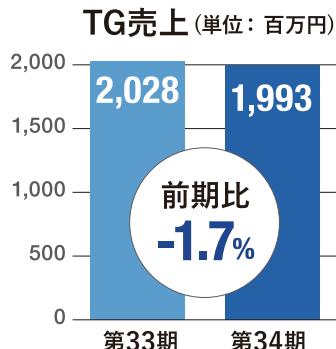
- 2019年の台風15号・19号など大規模な気象災害の発生による気象への注目度が高まる中、TVCM放映による認知度の向上、ニュース記事配信数の増加、自社配信コンテンツの充実によるトラフィックの増加によりMAU (Monthly Active Users) や継続利用率が向上し、スマートフォン向けサービス売上と広告売上が増加。

## 当期の主な取り組み

- 雨雲レーダーを独自のAI技術によって世界で最も細かく予報するコンテンツへと進化
- 台風によるピンポイントの被害予測や停電予測など、減災時に合ったオリジナルコンテンツを提供
- クライアントの広告効果を最大化するための広告プラットフォーム、天気連動型広告をアプリ内にて開始
- 【WxTech】ビジネス分析・予測に活用可能な高解像度・高精度な気象データAPIを提供

(注) 第34期より市場カテゴリーの変化に伴い、放送気象の売上の一部をモバイル・インターネット気象へ移管しており、当該分を第33期TG売上に加算して表示

# Broadcast Planning : 放送気象



## 主要な事業内容

サービス名	内容	対象市場
<b>BRAND</b> (放送気象)	気象災害のおそれがある場合、視聴者にいち早く情報をオンエアで伝えられるよう災害情報の速報伝達を系统的に行います。通常時には各地域の気象状況にあわせた番組構成からコンテンツ準備、気象予報士の派遣、読み原稿や、アナウンサーへのブリーフィングに至るまで、それぞれの放送局のニーズにあわせた制作を支援します。その他、ケーブルテレビ局へ気象番組を提供するほか、ラジオ局へも直接オンエア等情報提供を行なっています。	テレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ局、デジタル・ネットワーク事業者

## 業績の推移の主な要因

- サービス価値の経年劣化による一部契約の終了に伴う売上の減少

## 当期の主な取り組み

- 放送気象向けシステムの品質向上・安定化
- 放送気象市場の構造的変化に対応する新たな収益モデルの検討
- データ放送向けアラート防災コンテンツの開発

(注) 第34期より市場カテゴリの変化に伴い、売上の一部をモバイル・インターネット気象へ移管しており、当該分を第33期TG売上より除いて表示

## (5) 主要な営業所

本社：千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 幕張テクノガーデン

主要販売拠点：国内11拠点、 海外13拠点

札幌	SSB	New York	SSB (アメリカ)
仙台	SSB	Sao Paulo	SSB (ブラジル)
東京	SSB	London	SSB (イギリス)
新潟	SSB	Copenhagen	SSB (デンマーク)
金沢	SSB	Athens	SSB (ギリシャ)
名古屋	SSB	Paris	SSB (フランス)
大阪	SSB	Hong Kong	SSB (香港)
広島	SSB	Seoul	SSB (韓国)
高松	SSB	Shanghai	SSB (中国)
福岡	SSB	Taipei	SSB (台湾)
那覇	SSB	New Delhi	SSB (インド)
		Singapore	SSB (シンガポール)
		Manila	SSB (フィリピン)

主要運営拠点：7拠点

Global Center	(日本・本社)
Oklahoma	(アメリカ)
Amsterdam	(オランダ)
Copenhagen	(デンマーク)
Paris	(フランス)
Manila	(フィリピン)
Yangon	(ミャンマー)

その他海外事務所：1拠点

Hanoi SSB	(ベトナム)
-----------	--------

(注1) SSBとは戦略的販売拠点又はその準備段階となる駐在員事務所を意味しております。

(注2) Jakarta SSB及びBangkok SSBは閉鎖手続を開始しており、その他海外事務所から削除しております。

## (6) 従業員の状況

### ① 当社グループ

地 域	従業員数 (名)
日 本	908 ( 90 )
米 州	74 ( 2 )
欧 州	33 ( 0 )
ア ジ ア	34 ( 2 )
合 計	1,049 ( 94 )

(注1) 従業員数は就業人数であります。

(注2) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。

臨時従業員の平均雇用人数が当連結会計年度において、前期末比で17名増加しております。主な理由は調査業務のための一時的増員に伴うものであります。

(注3) 上記のほか、派遣社員81名、委任・準委任の業務委託者164名が従事しております。

派遣社員人数が当連結会計年度において、前期末比で85名減少しております。主な理由は業務の一部が派遣契約から業務委託契約に変更になったためであります。

(注4) 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた従業員数は記載しておりません。なお、上表では、参考情報として地域別の従業員数を記載しております。

### ② 当社

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
908 (90) 名	38.0歳	9.6年	5,827千円

(注1) 従業員数は就業人数であります。

(注2) 従業員数欄の(外書)は臨時従業員の平均雇用人員であります。

臨時従業員の平均雇用人数が当事業年度において、前期末比で13名増加しております。主な理由は調査業務のための一時的増員に伴うものであります。

(注3) 上記のほか、派遣社員81名、委任・準委任の業務委託者164名が従事しております。

派遣社員人数が当事業年度において、前期末比で85名減少しております。主な理由は業務の一部が派遣契約から業務委託契約に変更になったためであります。

(注4) 平均年間給与は、平均年俸額を表示しております。

## (7) 主要な借入先

金融機関からの借入はありません。

(注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約及び取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	コミットメントライン	当座貸越	計
借入枠 (百万円)	2,000	600	2,600
借入実行残高 (百万円)	—	—	—
差引：借入未実行残高 (百万円)	2,000	600	2,600

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項 (2020年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 47,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,844,000株 (前期末比 増減なし)  
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式902,223株が含まれております。
- ③ 株 主 数 10,825名 (うち単元株主数 10,249名)
- ④ 大 株 主

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
一般財団法人WNI気象文化創造センター	1,700,000株	15.54%
株式会社ダブルユー・エヌ・アイ・インスティテュート	1,700,000株	15.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	505,300株	4.62%
ウェザーニューズ社員サポーター持株会	464,520株	4.25%
株式会社三菱UFJ銀行	360,000株	3.29%
株式会社千葉銀行	360,000株	3.29%
石橋忍子	353,800株	3.23%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (ウェザーニューズ役員信託口)	298,400株	2.73%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	203,000株	1.86%
日本生命保険相互会社	200,000株	1.83%
株式会社三井住友銀行	180,000株	1.65%

(注1) 当社は、自己株式を902,223株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(ウェザーニューズ役員信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

(注4) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(ウェザーニューズ役員信託口)は、株式会社ウェザーニューズの役員及び執行役員が所有する株式数を含んでおります。

(注5) 2018年4月16日付で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2018年4月9日現在で同社が716,395株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

## ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は2018年8月11日開催の定時株主総会に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。これを受け、当社は2019年9月2日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年9月30日付けで取締役（社外取締役を除く）3名、執行役員11名、使用人23名に対して自己株式27,200株の処分を完了しました。

## （2）会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役

(2020年5月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	草開千仁	最高経営責任者	千葉工業大学理事
専務取締役	志賀康史		
常務取締役	吉武正憲		
取締役	辻野晃一郎	社外取締役	アレックス株式会社 代表取締役社長兼CEO グリンスパイア株式会社 代表取締役社長
取締役	村木茂	社外取締役	株式会社世界貿易センタービルディング取締役 (社外) 一般社団法人グリーンアンモニアコンソーシアム代表理事 (非常勤)
常勤監査役	杉野保志		
監査役	戸村孝		
監査役	小山文敬	社外監査役	
監査役	林いづみ	社外監査役	弁護士 桜坂法律事務所パートナー 内閣府 規制改革推進会議 専門委員 内閣官房 知的財産戦略本部 委員 国立大学法人 一橋大学 理事

- (注1) 監査役戸村孝氏は大手鉄鋼会社において経理に関する実務・知見を深め、当社において株式上場準備、役員として経理・財務業務を管掌するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
- (注2) 各社外取締役及び社外監査役並びにその兼職先と当社との間に、社外取締役又は社外監査役としての職務を遂行するうえで、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。
- (注3) 当社は、取締役辻野晃一郎氏及び取締役村木茂氏並びに監査役小山文敬氏及び監査役林いづみ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、法令の定める限度まで役員の実務執行責任を限定する契約を締結しております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員	人数	固定報酬	業績連動報酬			支給総額
			業績連動報酬 賞与	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	7名	千円 106,470	千円 17,466	千円 21,895	千円 15,278	千円 161,109
内、社外取締役	2	18,600	-	-	-	18,600
監査役	5	49,898	-	-	-	49,898
内、社外監査役	3	16,740	-	-	-	16,740
合計	12	156,368	17,466	21,895	15,278	211,007

- (注1) 株主総会の決議による取締役に対する報酬は固定報酬と業績連動報酬によって構成されており、固定報酬と業績連動報酬 賞与の合計の報酬限度額は年額500百万円（2009年8月定時株主総会決議）、業績連動型株式報酬と譲渡制限付株式報酬の合計の報酬限度額は年額200百万円（2018年8月定時株主総会決議）であります。
- (注2) 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額100百万円（2009年8月定時株主総会決議）であります。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の額の決定方法

(取締役)

当社の取締役の報酬は、固定報酬（定期同額給与）と業績連動報酬から構成しております。固定報酬は求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定めております。業績連動報酬につきましては、業務執行取締役を対象として、短期的業績連動報酬として中期経営計画に基づいて取締役会にて適切に定めた業績の達成水準を目標に0%から200%までの範囲で支給する金銭による賞与及び業績連動型株式報酬に加えて、中長期的業績連動報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成しています。

役員報酬決定の手続については、取締役会は、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内で、社外取締役・監査役による報酬委員会の答申を参考に決議しております。なお、社外取締役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬のみを支給しております。

(監査役)

常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る固定報酬の額を監査役の協議により決定することとしております。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### 1) 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、「2. 会社の状況に関する事項 (2) 会社役員に関する事項 ① 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

## 2) 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	辻野晃一郎	同氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、その中で重要な投資案件に関する議案の議長を担当するとともに、長年のグローバル企業各社での経営者としての知見・経験及びBtoS事業における豊富なキャリアと高い見識に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行っております。
取締役	村木 茂	同氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、その中で重要な投資案件に関する議案の議長を担当するとともに、長年に亘り培ってきた経営者としての高い見識と監督能力に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	小山文敬	同氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回に、監査役会15回のうち15回に出席し、グローバル企業の経営者として培ってきた豊富な知見・経験を有しており、社外監査役として中立かつ客観的観点から、有用な発言を行っております。
監査役	林 いづみ	同氏は、就任後に開催された取締役会11回のうち11回に、監査役会12回のうち12回に出席し、弁護士として培ってきた知識・経験や公益法人運営における広い見識を踏まえ、社外監査役として中立かつ客観的観点から、有用な発言を行っております。

## ⑥ 執行役員

2020年6月1日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

	氏 名	担 当
*	草 開 千 仁	最高経営責任者
*	吉 武 正 憲	財務・総務・企画主責任者 リスク管理主責任者
*	石 橋 知 博	モバイル・インターネット気象事業主責任者 広報主責任者
	岩 佐 秀 徳	航海気象事業主責任者 航空気象事業主責任者
	有 賀 哲 夫	陸上気象事業主責任者 サービス運営主責任者
	小 縣 充 洋	環境気象事業主責任者
	安 部 大 介	スポーツ気象事業主責任者 サービス統括主責任者
	磯 貝 晶 子	放送気象事業主責任者
	Thomas Skov	ヨーロッパ市場開発主責任者
	森 田 清 輝	予報センター主責任者
	福 田 正 樹	システム開発主責任者
	山 本 雅 也	研究開発主責任者

(注1) \* 印は取締役を兼務する予定の者であります。

(注2) 志賀 康史氏及び藤田 喜徳氏は2020年5月31日付で執行役員を退任いたしました。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	44,300千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
合 計	44,300千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	44,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、監査計画の内容、従前の職務執行状況、及び必要な監査日数や人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の監査報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 子会社の監査

内部統制の観点により、下記の連結子会社は、当該国の法規定の有無にかかわらず、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

法定監査	任意監査等
WEATHERNEWS U.K. LTD. Weathernews France SAS AXANTEM SAS WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED Weathernews Shanghai Co, Ltd. Weathernews Nepal Pvt. Ltd. Weathernews India Pvt. Ltd. WEATHERNEWS SINGAPORE PTE. LTD.	WEATHERNEWS AMERICA INC. Weathernews Benelux B.V. WEATHERNEWS RUS LLC. Weathernews Korea Inc. WEATHERNEWS TAIWAN LTD.

（注）法定監査は、会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限っております。

### ④ 会計監査人の選解任等の方針

#### 1) 会計監査人の選任又は再任の方針

当社における会社経理と会計監査の関係は、財務報告において、事業実態を適切に表し、また客観性を担保するための共創と考えております。同時に、相互に業務の適正を維持するため、関与する法人又は業務執行社員を定期的に見直すこととしております。

監査役会は、会計監査人を選任する場合、その適格性、当社との共創に対する取り組み姿勢等を確認のうえ、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。会計監査人を再任する場合、上記のほか、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認のうえ、解任又は不再任の必要がない旨を決定します。

#### 2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提案します。

## (4) 業務の適正を確保するための体制

### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々との情報交信を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としており、中長期的な企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、社会的責任を果たし、かつ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であると認識しております。

Transparency（透明性）という当社の企業理念のもと、法律に規定される情報開示にとどまらず、自ら企業理念・文化・経営戦略・ビジネスモデル・将来の価値創造に向けたビジョン等を積極的に開示し、当社の企業価値を巡る根源的な考え方を示すことで、サポーターとの相互信頼を醸成し、中長期的な企業価値の向上の共創を目指しております。

当社は、株主、お客様に対してはもとより、社内においても必要な情報は誰にでも与えられ、いかなることもオープンに議論でき、またそのプロセスを明確にする会社文化を持ち、これを『情報民主主義』文化として育てております。また、常に変化し続ける市場環境に対応するため、経営理念として『AAC (Aggressively Adaptable Company) 』を志向し、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させ、公正な企業活動の推進を図っております。

このふたつの方針のもと、運用指針としては、当社の役員・従業員一人ひとりが起業家精神を持ち続けることを何よりも大切とし、「自立なきところに自律なし」を管理・運営システムの根幹に位置づけております。また、「相互信頼の文化」のもと、自律分散統合型企業を目指して、間接情報に偏重することなく、一人ひとりの「目による管理」の重要性を自覚しております。

なお第34期より、経営組織は各市場の売上及び利益の責任を明確にするために、主要な事業をPlanning（Sea Planning：航海気象、Sky Planning：航空気象、Land Planning：陸上気象、Environment Planning：環境気象、Mobile・Internet Planning：モバイル・インターネット気象、Broadcast Planning：放送気象、Sports Planning：スポーツ気象）と称し、各市場に特化したサービス企画・運営・開発・営業を行い事業を推進しております。また、各Planningに共通する部門（共同利用インフラ運営及び開発・管理部門）をSSIと称し、各Planningを専門的な見地でサポートし、会社全体での品質及び生産性の向上を実現します。また、取締役は執行範囲を定めず事業全体を監督し、執行体制においてチェック・アンド・バランスを働かせます。

さらに、事業遂行にあたっては、SMART (Service Menu Affirmative Review and Tollgating) 月間や、AAC (Aggressively Adaptable Company) 会、SSM (Speed & Scope Merit) 会などの各種会議体を通じて、会社のビジョン・経営方針を、業務遂行に係る役員・従業員全員で共有しベクトルの合致を図り、経営課題に対する意思決定、適切な履行及び経営の合理化・効率化を推進しております。また、手続きではなく手順（プロセス）を重んじ、形式主義に陥ることを戒める一方で、暗黙知としての会社文化が日々新たに生まれてくるものであることを理解し、社内的に公知・公認された会社文化、知恵・情報等を、常に社内報やイントラネットなどの手段を通じて、文字や図解、映像や音声化して共有する形式知文化を尊ぶことにより、全員参加型の経営と社内ルール・法令遵守の実現を図っております。また、スコアリング委員会を設け、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握するとともに、投資委員会 (How Wonderful Committee) にて、新規事業・インフラ案件をビジネス戦略や経済合理性の視点から評価しており、内部統制の視点からも社内ルール・法令遵守の状況を相互確認しております。

以上のシステムを担う、個々の役員・従業員の業績に対する評価は、一人ひとりが、「MMCL (My & My Colleague Leader=私は私と私の仲間のリーダー(自らが行動を見せることにより仲間をリードしていく起業家))」の精神に基づき、(大) 事業方針にそって各人が(小) 目標・課題・問題点などを定め、これらを「有言」し、テーマを共有化することをこの評価システムの基本としております。3ヶ月ごとに役員・従業員により開催されるMMM (Matrix Management Meeting) にて、客観的な市場の目による評価に基づき、全社の目による管理・確認を行っております。また、有言・実行に際しては未達成でも評価され、単なる「結果主義」に陥ることなく「プロセスも同様に評価する」と考える透明性・納得性の高い業績評価システムを運営しております。

#### 1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたり、「経営の実効性と公正性・透明性」を重視しております。当社事業に精通した取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に監査権を有する監査役が公正性と独立の立場から、取締役の職務執行を監査し経営の監督機能の充実を図る体制が、経営の実効性と公正性・透明性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。

## 2) 取締役会と執行役員制

この監査役会設置会社制度のもとで、取締役が経営者としての職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役（会）が執行役員の業務執行を監督します。なお、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にするため、全取締役の任期を1年としております。

また、社会環境・ビジネス環境の変化をいち早く察知し、社会的に公正な企業活動を推進するために、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要と考え、経営に対する経験・知見豊かな社外取締役を積極的に経営に参画させるとともに、専門性に優れた社外監査役による中立かつ客観的な監査により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております（取締役5名、監査役4名のうち、社外取締役2名、社外監査役2名）。

なお、経営陣の最適な人選、適正な報酬は、経営上重要であるとの考えから、取締役会は社外取締役・社外監査役を含む取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会の答申を参考に決議しております。

## ② 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2020年6月30日の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議しました。

### 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

- a. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
- b. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- c. 業務執行の法令などへの適合を確保するため、取締役会、EM (Executive Meeting) 会、SSM会及びその他の重要な会議にて、取締役、執行役員及び各リーダーより、グループ全体の業務執行に係る重要な情報の事前報告を行い、法令違反の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれがある行為・事実を認知した場合、法令違反の防止などの必要な措置を講じる。
- d. 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。
- e. 当社グループは、役員・従業員が利用できるコンプライアンス報告・相談ルート「WNIヘルプライン」を複数設置・運用し、通報者の保護に必要な措置を講じる。

- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
(会社法施行規則第100条第1項第1号)
- a. 株主総会、取締役会の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
  - b. 経営及び業務執行に関する重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理する。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(会社法施行規則第100条第1項第2号)
- a. 「WNI決裁基準」により、当社の取締役会、EM会、SSM会での決裁事項及びグループ会社での決裁事項を定める。
  - b. 取締役会、EM会、SSM会及びその他の重要な会議にて、執行役員及び各リーダーより、グループ全体の業務執行に係る重要な情報の報告を定期的に行い、全ての取締役はその判断及び内容を監督する。
  - c. 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施する。
  - d. 危機管理を所掌する組織として、コンティンジェンシー・プランニング委員会を必要に応じ招集し、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにするとともに、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進める。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- a. 取締役会は、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項を決議し、重要な業務の執行状況につき報告を受け、監督する。取締役が経営者としての職務の執行・監督をより効果的・効率的に行うために執行役員制を採用する。
  - b. EM会でグループ全体の取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「WNI決裁基準」に定められた重要な事項の確認を行う。
  - c. 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
  - d. 当社グループは、毎年5月及び11月にDEViCo (Dream Enthusiasm Vision Concept and Commitment) Weekを開催し、グループ全体としての最適な事業計画を策定する。

- 5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- グループ全体の業務執行に関する方針・行動基準となる「幕張天気街憲章」、また第34期より社会的責任を明確にした「行動規範」を定め、社内イントラネットなどを通じて全従業員の閲覧に供するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施する。
  - 当期に発覚した内部統制上の不備を改善するため、内部統制の基盤として権限と責任を明確化し、組織として自立と自律に関する改善の取り組みを実施する。
  - 内部監査部門である内部監査室が、各部門における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施する。
- 6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- 当社グループは、当社の取締役及び執行役員が、取締役会及びEM会を通じて、グループ全体の重要事項の決定及び子会社の業務執行の監督を行う。
  - 子会社の管理に関しては、各々の業務及び子会社を統括する取締役及び執行役員が、子会社の役員・従業員に業務運営方針などを周知・徹底することにより、グループ全体の業務執行の効率性及び業務の適正を確保する。管理部門は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求める。
  - 当社では、取締役会を原則として月1回、EM会を原則として週1回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を「WNI決裁基準」に基づき、適切に付議・報告する。
- 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
- 監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設置する。
- 8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第2号及び第3号)
- 監査役室所属の従業員に対する日常業務の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。
  - 監査役室所属の従業員の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。

- 9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第4号及び第5号)
- 当社グループの役員及び従業員が監査役に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
  - 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。
  - 「WNIヘルプライン」の担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
  - 「WNIヘルプライン」の利用を含む監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じる。
- 10) 監査役職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第6号)
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用などは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、「WNI決裁基準」に基づき速やかに処理する。
- 11) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第7号)
- 監査役が、取締役及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的にかつ必要に応じ意見交換を実施できる体制とする。
  - グループ監査体制を実効的に行うために、監査役が子会社取締役・監査役と定期的に意見交換を実施するとともに、当該国の法規定の有無にかかわらず、すべての子会社でグローバルなネットワークを有する会計監査人と契約する。
- 12) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 当社は、経営理念において、「社会貢献する全球郷土人」として、「自然と共存する豊かな人間社会に貢献することを自らの使命と考え、行動する」ことを目指している。この精神に則り、「全球郷土人」としての社会的責任を全うするため、当社グループは反社会的勢力などとの一切の関係を持たないこととする。
  - 万一、反社会的勢力からの関係を強要された場合には、法務部門を中心に顧問弁護士、警察などと連携を図り、毅然とした態度で対応する。

### ③ 第34期事業年度における内部統制システムの運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しており、第34期における当該システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

#### 1) 内部統制システムの全般

- a. 事業年度開始時及び中間期にDEViCo Weekが開催され、当社グループの当期事業計画の戦略の確認及び経営方針に対するベクトル合わせを行っております。
- b. 期中ではAAC会は9回開催され、事業計画の月次進捗状況及び各市場の市場環境の変化を確認するとともに、グループ全体の業務の適切な履行及び合理的・効率的遂行を確認しております。スコアリング委員会は、期中に12回開催され、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握するとともに、投資委員会は、期中に9回開催され、新規事業・インフラ案件をビジネス戦略や経済合理性の視点から評価しており、内部統制システムの目的である「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」を確保する視点から、所定の確認手続きを行っております。
- c. 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況を期中で適宜スコアリング委員会、EM会及び取締役会に報告するとともに、事業年度末時点で内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等に基づき、内部統制システムの有効性評価結果をスコアリング委員会、EM会及び取締役会に報告しております。
- d. なお、当社はこれらの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制の実施計画に反映しております。

#### 2) 法令等に適合することを確保する体制の運用状況

- a. 当社は、コンプライアンスに対する意識を高めその具体的行動につながるよう、社是、経営理念、Staff Charter、幕張天気街憲章を適宜見直すプロセスに加え、社会的責任を明確にした行動規範を策定し、これを周知・徹底しております。また、毎週開催される全体会議の場であるSSM会では、業務・運営上の課題が共有され、法令、倫理面からも多角的に討議されております。  
第34期は、当期に発覚した内部統制上の不備を改善するため、内部統制の基盤として権限と責任を明確化し、組織として自立と自律に関する改善の取り組みを開始しました。
- b. 当社は、期中に取締役会を13回開催し、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項について活発な意見交換をベースに審議・決議を行いました。また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受け、取締役・執行役員の職務遂行を監督しました。また、役員が任意で参加し、意見交換を行う場を期中に2回開催しました。

- c. スコアリング委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する課題を把握し、その対応策を策定し実行しました。
  - d. 当社はコンプライアンス報告・相談ルート(WNIヘルプライン)として管理部門・監査役・社外監査役及び社外の機関を設置しております。WNIヘルプラインの行動指針には、個人情報の取扱い、通報者の保護に関する措置を明記し、当社グループの役員・スタッフに対して周知を継続しております。
- 3) 損失の危険の管理に関する運用状況
- a. 業務執行取締役及び執行役員は、当社グループ全体の業務執行の進捗状況を取締役会及びEM会で定期的に報告しております。
  - b. 業務執行に係るリスクが顕在化した場合には、コンティンジェンシー・プランニングのリスクのレベルに応じて、適切な体制の構築、対策の実施と情報開示を行ってまいります。
  - c. 情報及び物品の現品管理方法に関して、倉庫の入退室管理システムの導入等、より厳格なセキュリティ対策の実施と運用の改善を図りました。
- 4) 効率性確保に関する運用状況
- a. 執行役員(取締役兼務を含む。)が参加するEM会は、週1回開催され、当社グループ全体の取締役会やSSM会付議事項の事前審議を行っております。
  - b. 取締役会、EM会の議案と関連資料の事前配布に努め、会議体出席前の検討時間の確保に努めております。
  - c. AAC会で事業計画の月次進捗状況に対する市場環境の変化や数値面での実績・計画の変化に係る情報を共有し、事業・販売計画の変化がある場合は開発マネジメントを変更し製販のベクトル合わせを行っております。
- 5) 企業集団における内部統制システムに関する運用状況
- a. 各事業の販売・利益責任を明確にし、更なる利益向上を目指すため、当該地域における主たる事業を担当する各事業主責任者が、海外の子会社を管理しております。各取締役・担当執行役員が各事業主責任者を監督し、取締役会及びEM会にその職務内容に応じて適宜付議・報告を行うことで、子会社の業務・運営上の課題を共有し、その手順の明確化を行っております。
  - b. 海外の子会社のビデオ・カンファレンスによるSSM会への直接的な参加及び社内報の一部(SSM会での社長メッセージ等)をBusinglish(英訳化・図解化など)するなどして、子会社の役員・従業員に業務運営方針及びコンプライアンス上の課題を周知・徹底するとともに、各事業担当・運営担当執行役員や各事業主責任者が、適宜子会社を訪問するなどして直接のコミュニケーションに努めております。

6) 監査役監査の実効性確保に関する運用状況

- a. 監査役は、取締役会への出席の他、常勤監査役においてはEM会、SSM会、スコアリング委員会等の重要な会議への出席に加え、月次決算における財務分析の会議に参加する等、内部統制システムの整備・運用状況の適正確保に努めております。
- b. 監査役会は、期中に15回開催され、取締役会の議題、その他経営上の重要事項を監査役間で事前に共有しております。各監査役は、取締役及び執行役員の業務執行状況の調査、内部監査室及び会計監査人と連携して、取締役の職務執行の監査を行う他、監査役会としての意見を四半期ごとに取りまとめ取締役会に報告してまいりました。また社外取締役も参加する（拡大）監査役会を適宜開催し、社外役員の間で経営上の重要事項を相互に理解し、共有することで取締役会の実効性を高めております。なお当期に発覚しました内部統制上の不備については、社内でも再発防止に向けた取り組みが行われ、その改善状況をフォローしてまいりました。
- c. 監査役室が設置されており、監査役の職務を補助するスタッフとして1名を配置しております。当該スタッフは、監査役の指示に基づき業務遂行を行っており、その異動及び人事考課等については、監査役の承認を得ることになっております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字について、金額については、表示単位未満は切り捨てております。また、比率その他については小数点第二位を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,407,750</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,423,124</b>
現金及び預金	8,435,408	買掛金	180,934
受取手形	4,400	未払金	403,449
売掛金	3,175,809	未払法人税等	598,329
完成業務未収入金	38,668	受注損失引当金	27,703
仕掛品	259,078	製品保証引当金	488
貯蔵品	142,146	その他の	1,212,219
その他の	368,049	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,054</b>
貸倒引当金	△15,811	その他の	2,054
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,486,385</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,425,178</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,898,818</b>	(純資産の部)	
建物及び構築物	834,031	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,411,082</b>
工具、器具及び備品	510,592	資本金	1,706,500
通信衛星設備	104,216	資本剰余金	1,055,681
土地	413,062	利益剰余金	12,621,155
建設仮勘定	36,916	自己株式	△972,254
その他の	0	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△26,456</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,184,911</b>	その他有価証券評価差額金	△6,496
ソフトウェア	1,018,632	為替換算調整勘定	△19,960
ソフトウェア仮勘定	140,493	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>84,332</b>
その他の	25,785	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,468,957</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,402,656</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>16,894,136</b>
投資有価証券	205,914		
繰延税金資産	573,090		
その他の	637,996		
貸倒引当金	△14,344		
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,894,136</b>		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結損益計算書

(自 2019年6月1日)  
(至 2020年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		17,953,249
売上原価		11,311,784
<b>売上総利益</b>		<b>6,641,465</b>
販売費及び一般管理費		4,360,563
<b>営業利益</b>		<b>2,280,901</b>
営業外収益		
受取利息	2,194	
受取配当金	1,928	
投資有価証券売却益	30,060	
保険配当金	7,572	
未払配当金除斥益	1,178	
受取損害賠償金	45,562	
その他	7,376	95,872
営業外費用		
コミットメントライン関連費用	14,738	
為替差損	27,183	
固定資産除却損	392	
持分法による投資損失	139,968	
その他	6,475	188,759
<b>経常利益</b>		<b>2,188,014</b>
特別損失		
減損損失	4,366	
製品保証費用	387	4,754
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,183,260</b>
法人税、住民税及び事業税	859,400	
法人税等調整額	△305,318	554,082
<b>当期純利益</b>		<b>1,629,177</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,629,177

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年6月1日  
至 2020年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年6月1日残高	1,706,500	998,128	12,085,075	△1,002,989	13,786,714
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,093,097		△1,093,097
親会社株主に帰属する当期純利益			1,629,177		1,629,177
自己株式の取得				△259	△259
自己株式の処分		57,553		30,994	88,547
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	57,553	536,079	30,734	624,367
2020年5月31日残高	1,706,500	1,055,681	12,621,155	△972,254	14,411,082

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2019年6月1日残高	△3,209	△11,210	△14,419	88,694	13,860,988
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,093,097
親会社株主に帰属する当期純利益					1,629,177
自己株式の取得					△259
自己株式の処分					88,547
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,287	△8,749	△12,036	△4,362	△16,398
連結会計年度中の変動額合計	△3,287	△8,749	△12,036	△4,362	607,969
2020年5月31日残高	△6,496	△19,960	△26,456	84,332	14,468,957

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(ご参考)

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(自 2019年6月1日)  
(至 2020年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,670,161
投資活動によるキャッシュ・フロー	△714,373
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,091,602
現金及び現金同等物に係る換算差額	△26,078
現金及び現金同等物の増減額	838,107
現金及び現金同等物の期首残高	7,595,517
現金及び現金同等物の期末残高	8,433,624

# 貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,467,252</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,697,768</b>
現金及び預金	7,454,769	買掛金	756,791
受取手形	4,400	未払金	336,450
売掛金	3,236,516	未払消費税等	264,097
完成業務未収入金	38,668	未払費用	361,781
仕掛品	254,202	未払法人税等	593,838
貯蔵品	141,804	前受金	155,441
前払費用	236,019	預り金	200,805
短期貸付	36,000	受注損失引当金	27,703
その他の当金	101,165	製品保証引当金	488
貸倒引当金	△36,293	その他の	371
<b>固定資産</b>	<b>5,176,910</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,697,768</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,872,395</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	834,031	<b>株主資本</b>	<b>13,868,558</b>
車両運搬具	0	資本	1,706,500
工具、器具及び備品	484,168	資本剰余金	1,058,256
通信衛星設備	104,216	その他資本剰余金	1,058,256
土地	413,062	<b>利益剰余金</b>	<b>12,076,056</b>
建設仮勘定	36,916	利益準備金	426,625
<b>無形固定資産</b>	<b>1,184,759</b>	その他利益剰余金	11,649,431
ソフトウェア	1,018,632	別途積立金	9,500,000
ソフトウェア仮勘定	140,493	繰越利益剰余金	2,149,431
電話加入権	25,634	<b>自己株</b>	<b>△972,254</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,119,755</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△6,496</b>
投資有価証券	190,706	その他有価証券評価差額金	△6,496
関係会社株	692,249	<b>新株予約権</b>	<b>84,332</b>
関係会社出資金	49,361	<b>純資産合計</b>	<b>13,946,394</b>
関係会社長期貸付金	160,825	<b>負債純資産合計</b>	<b>16,644,163</b>
破産更生債権等	1,472		
長期前払費用	37,888		
繰延税金資産	599,337		
保険積立金	296,767		
敷金・保証金	265,618		
貸倒引当金	△174,472		
<b>資産合計</b>	<b>16,644,163</b>		

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 損益計算書

(自 2019年6月1日)  
(至 2020年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,729,501
売 上 原 価		11,561,521
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>6,167,980</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,947,264
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,220,715</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,902	
受 取 配 当 金	1,928	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30,060	
保 険 配 当 金	7,572	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1,178	
償 却 債 権 取 立 益	75,960	
受 取 損 害 賠 償 金	45,562	
そ の 他	9,749	173,913
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	11,315	
コミットメントライン関連費用	14,738	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,000	
そ の 他	2,691	31,745
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,362,883</b>
特 別 利 益		
関係会社事業損失引当金戻入額	12,000	12,000
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,366	
関係会社投資等評価損	207,600	
製 品 保 証 費 用	387	212,354
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,162,529</b>
法人税、住民税及び事業税	844,946	
法 人 税 等 調 整 額	△271,465	573,480
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,589,048</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年6月1日)  
(至 2020年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	
2019年6月1日残高	1,706,500	1,000,703	1,000,703	426,625	9,500,000	1,653,481	11,580,106
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△1,093,097	△1,093,097
当期純利益						1,589,048	1,589,048
自己株式の取得							
自己株式の処分		57,553	57,553				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	57,553	57,553	-	-	495,950	495,950
2020年5月31日残高	1,706,500	1,058,256	1,058,256	426,625	9,500,000	2,149,431	12,076,056

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2019年6月1日残高	△1,002,989	13,284,320	△3,209	△3,209	88,694	13,369,805
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,093,097				△1,093,097
当期純利益		1,589,048				1,589,048
自己株式の取得	△259	△259				△259
自己株式の処分	30,994	88,547				88,547
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△3,287	△3,287	△4,362	△7,649
事業年度中の変動額合計	30,734	584,238	△3,287	△3,287	△4,362	576,588
2020年5月31日残高	△972,254	13,868,558	△6,496	△6,496	84,332	13,946,394

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

株式会社ウェザーニューズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川 正行 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェザーニューズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

株式会社ウェザーニューズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川 正行 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの2019年6月1日から2020年5月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当社は創業から34年を経て、経営環境、会社事業や業務の変化に伴い生じる課題に対し、改めて認識を深め、その対応や改善整備に取り組んでおり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。なお当期に発覚しました内部統制上の不備については、これを受けて策定された再発防止策の実施状況を注視してまいります。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月13日

株式会社ウェザーニューズ 監査役会

常勤監査役	杉野保志	Ⓧ
監査役	戸村孝	Ⓧ
監査役	小山文敬	Ⓧ
監査役	林いづみ	Ⓧ

(注) 監査役小山文敬及び監査役林いづみは会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上







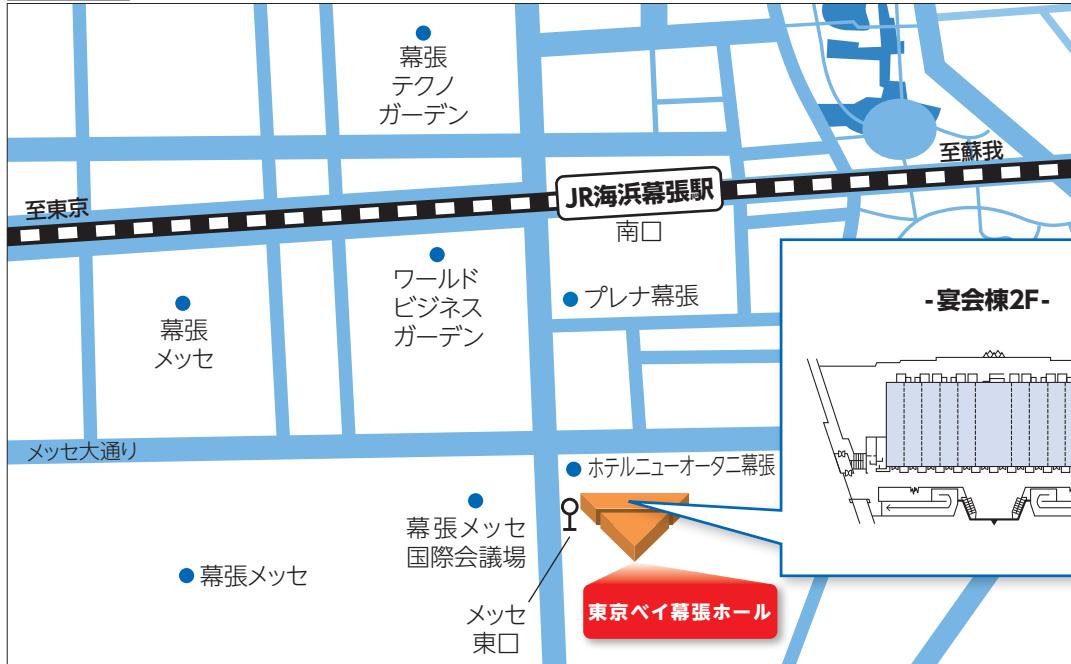


## 第34期定時株主総会会場のご案内

会場

### アパホテル&リゾート〈東京ベイ幕張〉

千葉市美浜区ひび野二丁目3番地



※開催場所が例年の会場から変更となりますのでお間違いのないようご注意ください。

交通のご案内

電車 | ●JR京葉線 「海浜幕張駅」南口 より 徒歩約7分

バス | ●JR総武線・京成電鉄 「幕張本郷駅」 より バスで約15分

ZOZOマリンスタジアム・医療センター方面「メッセ東口」下車すぐ

※ 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態に関わらず当日のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。また、今後の感染拡大の状況等により、開催場所や対応内容の変更をする場合がございますので、当社ウェブサイトをご確認賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。